Ⅴ　学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等

学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等

令和元年12月19日

高等教育局私学部私学行政課

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目　次

1．学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要　・・・・　1

2．申請手続等の流れと審査スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

3．学校法人分科会による審査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

4．寄附行為（変更）認可後の財政状況，施設等整備状況調査（アフターケア）
・・・・　15

5．その他手続き等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

6．申請書類作成上の留意点等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

1．学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

大学設置・学校法人審議会

大　学　設　置　分　科　会

名称，教育課程，教員組織，校地，校舎等について，学校教育法及び「大学設置基準」等に適合しているかどうかを審査。

学　校　法　人　分　科　会

財政計画・管理運営等について，私立学校法及び「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に適合しているかどうかを審査。

審査基準
- 校地，施設及び設備
- 標準設置経費，標準経常経費
- 設置経費，経常経費の財源
- 負債率，負債償還率
- 管理運営状況　　等

（1）審査基準のポイント

①　校地，施設及び設備

◇原則，申請時点で自己所有であることが必要。
◇ただし，一定要件を満たす場合は借用でも可。

②　標準設置経費，標準経常経費

P3　参照

【標準設置経費】
◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は，「標準設置経費」以上であることが必要。
◇転用・共用する既存の施設・設備があれば，当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】
◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は，「標準経常経費」以上であることが必要。
→H30.9.25付(30文科高第527号)において通知済み。

③　設置経費，経常経費の財源

P3-5　参照

◇設置経費等の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
◇財源の保有形態は，現金預金のほか国債等の有価証券で，一定の要件を満たすものでも可。
◇経常経費の財源のうち，学生納付金については，学生数が合理的に算定され，確実に収納される見込みがあると認められること。

④　負債率，負債償還率

P6-7　参照

【負債率】
◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】
◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤　管理運営状況等

P8-10　参照

◇学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないこと 等

⑥　その他（学生確保の見通しにかかる調査）

P11　参照

◇学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

（２）標準設置経費，標準経常経費と設置経費

◇大学等の施設･設備の整備に要する経費は，「標準設置経費（※）」以上であることが必要。

◇転共用する既存施設･設備があれば，当該施設等の簿価分を含めて「標準設置経費」以上。

◇大学等の開設年度の経常経費は，「標準経常経費（※）」以上であることが必要。

◇設置経費･初年度経常経費の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

	創設費（設置経費，経常経費）	転共用
校地	○○○百万円	
校舎(基準内)	○○○百万円	○○百万円
校舎(基準外)	○○○百万円	○○百万円
図書	○○百万円	○○百万円
設備	○○○百万円	○○百万円
経常経費（原則初年度分。大学新設のみ。）	○○○百万円	

校舎（基準内）と設備のそれぞれについて，創設費と転共用の合計額が「標準設置経費」以上。

開設年度の経常経費は，「標準経常経費」以上

「創設費」の合計額に相当する財源を，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

（３－１）設置経費等の財源の確認

設置経費等の財源は①申請時に，②寄附金，資産売却収入，その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることが必要。

①申請時

＜大学新設案件＞

◇　開設前々年度の１０月末までに財源を保有していることが必要。
◇　開設前々々年度（令和３年度開設は平成３０年度末）の貸借対照表にて財源を確認。
◇　６月末の追加書類提出時に改めて，それ以降の支払い等に係る自己財源の保有状況を確認。

＜学部等新設案件＞

◇　開設前々年度の３月末までに財源を保有していることが必要。
◇　開設前々年度（令和３年度開設は令和元年度末）の貸借対照表にて財源を確認。

②負債性の無い自己資金等

◇　借入金により調達した寄附金は設置経費として認められない。この場合，寄附者が行った借入れに限らず，その原資が借入れによるものである場合も設置経費として認められない。
◇　設置経費相当額の財源を申請時に保有している場合に限り、創設費の二分の一を超えない範囲で借入金を充てることが可能。

（３－２）設置経費等の財源の考え方

◇設置経費等の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
◇保有形態は，現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① 【現金預金－（流動負債＋第４号基本金）】が設置経費等を上回っているか。

上回っている → 財源を，負債性のない自己資金等で保有している。

上回っていない ↓

② 流動負債の中の科目（前受金を除く。）と資産の部に計上している科目が対応している場合は，それらを除いた上で上記①が設置経費等を上回っているか。

上回っている → 財源を，負債性のない自己資金等で保有している。

上回っていない ↓

③ 設置経費等の支払時期までに現金化出来る有価証券（注１）がある場合，それを財源に加えた上で上記①が設置経費等を上回っているか。

上回っている → 財源を，負債性のない自己資金等で保有している。

上回っていない → 財源の説明がつかない。（注２）

（注１）審査基準第一の一の（十）のオ（財源の保有形態）に留意が必要。
（注２）第４号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は，個別にご相談いただきたい。

（４）負債率

◇「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は，「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
◇この「負債率」は，日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

１．貸借対照表の状況

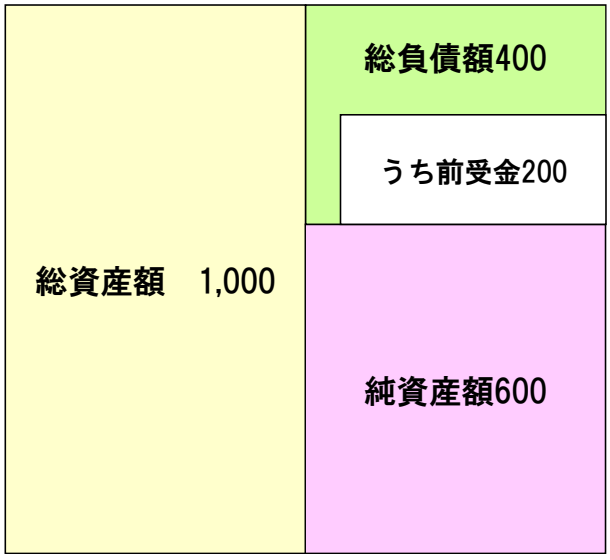

２．負債率等の算出方法

①負債率（審査基準）
総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

（総負債額400 － 前受金200）÷ 総資産額1,000 × 100 ＝ 20%

②総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）
総資産額に占める総負債額の割合

総負債額400 ÷ 総資産額1,000 × 100 ＝ 40%

③負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）
純資産額に占める総負債額の割合

総負債額400 ÷ 純資産額600 × 100 ＝ 66.7%

（５）負債償還率

◇「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は，「事業活動収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
◇「負債償還率」を算出する際，「短期借入金」を除外することが可能であるが，この「短期借入金」は，「学校法人会計基準」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので，留意が必要。

①　算出方法

（借入金等返済支出 ＋ 借入金等利息支出） ÷ 事業活動収入 × 100 ≦ 20%

・短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。

・借入金を繰上償還した場合は，当該償還額は除外することが可能。

②　短期借入金の取扱い

ア　「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い
➡ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）

イ　「学校法人会計基準」上の取扱い
➡ 償還期限が貸借対照表の日付から１年以内に到来するもの
（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）

（６）管理運営体制等

①　管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

ア　理事長の資質
・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験

イ　理事体制の整備
・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保

ウ　他の学校法人の役員との兼職の制限，役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）

エ　監事の支援体制の整備
・業務や財務に係る情報提供，内部監査部門等との情報共有，監事業務をサポートする人員の配置

オ　管理運営上必要な諸規程の整備（以下参照）

カ　（偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合，再発防止のための必要な措置　など

＜学校法人の管理運営上必要な諸規程の例＞

【組織・総務関係】
組織規程，事務分掌規程，稟議規程，文書取扱(接受，保管)規程，公印取扱規程，個人情報保護に関する規程，情報公開に関する規程，公益通報に関する規程，特定個人情報等の取扱いに関する規程

【人事・給与関係】
就業規則，教職員任免規程，定年規程，役員報酬規程（支給する場合），教職員給与規程，役員退職金支給規程（支給する場合），教職員退職金支給規程，旅費規程

【財務関係】
会計・経理規程，固定資産管理規程，物品管理規程，資産運用に関する規程　など

② 管理運営状況，事務処理状況

学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないことが必要。この場合，以下の事項に留意。

ア　法令に基づく登記，届出，報告等の適正な実施
イ　役員間，教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
ウ　日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還，その徴収する掛金，公租公課の支払状況
エ　インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

＜管理運営体制，管理運営状況，事務処理体制についての留意点（主な指摘例）＞

- ○ 役員，評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- ○ 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- ○ 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況，理事・監事の理事会等への出席状況，理事会の開催頻度，理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- ○ 役員，評議員の選任方法が不適切（遡及した選任，理事会等の承認を経ずに選任など）
- ○ 理事会，評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り，書面による持ち回り，理事会，評議員会の同時開催，白紙委任など）
- ○ 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- ○ 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供，書面による確認のないままの債務保証など）
- ○ 財務関係書類等の備え付けが遅延，作成すべき書類が未作成
- ○ 法令や寄附行為に基づく登記の不備（代表権の登記，資産総額変更登記など）
- ○ 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類，閲覧の対象者）が不十分
- ○ 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施又は不十分
- ○ 休校中の学校等や休止中の収益事業について，今後の取扱いが未定

③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。
この場合，以下の事項に留意。

ア　収支バランス，ストックの状況，及び各種財務関係比率の状況

イ　財政計画の作成状況

ウ　寄附金，補助金の収納状況

＜財務状況等における主な指摘例＞

- ○ 事業活動収支差額がマイナスの状態で継続
- ○ 事業活動支出に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い（低下傾向にある）
- ○ 学生生徒等納付金に対する経常経費支出の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い
- ○ 負債率や負債償還率が高い
- ○ 収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実施等，財政基盤の安定確保
- ○ 既設校の定員未充足の改善
- ○ 補助金の確実な収納
- ○ 設置経費の財源として適当と認められる寄附金であることの説明

（７）学生確保の見通しに係る調査（説明）における留意点

○入学定員や学生確保の見込み数について，以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され，合理的に定員が設定されているか。
- 新設学部等を設置する大学等の現状把握・分析
- 地域・社会的動向等の現状把握・分析
- 新設学部等の趣旨目的，教育内容，定員設定等
- 学生確保の見通し
- 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

○高校生対象アンケートを行う場合の留意事項。
- 調査実施時期は，申請直前ではなく，申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
- アンケート対象は，アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
- アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
- 設問は，入学の意思を確認できる設問となっている。
- 調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。

（入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は，入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて，他の情報と合わせた分析が必要。）
- アンケートの実施主体は，必ずしも第三者であることを要しない。

○「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」
→大学設置室への申請書類とは別の書類となっていることに留意。

２．申請手続等の流れと審査スケジュール

◇大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の申請書類は，

①大学等を設置する場合，開設年度の前々年度の10月末

②大学に学部等を設置する場合，開設年度の前々年度の3月末

に加え，前年度6月末に追加書類を提出。

【一般的な審査スケジュール（学校法人分科会）】

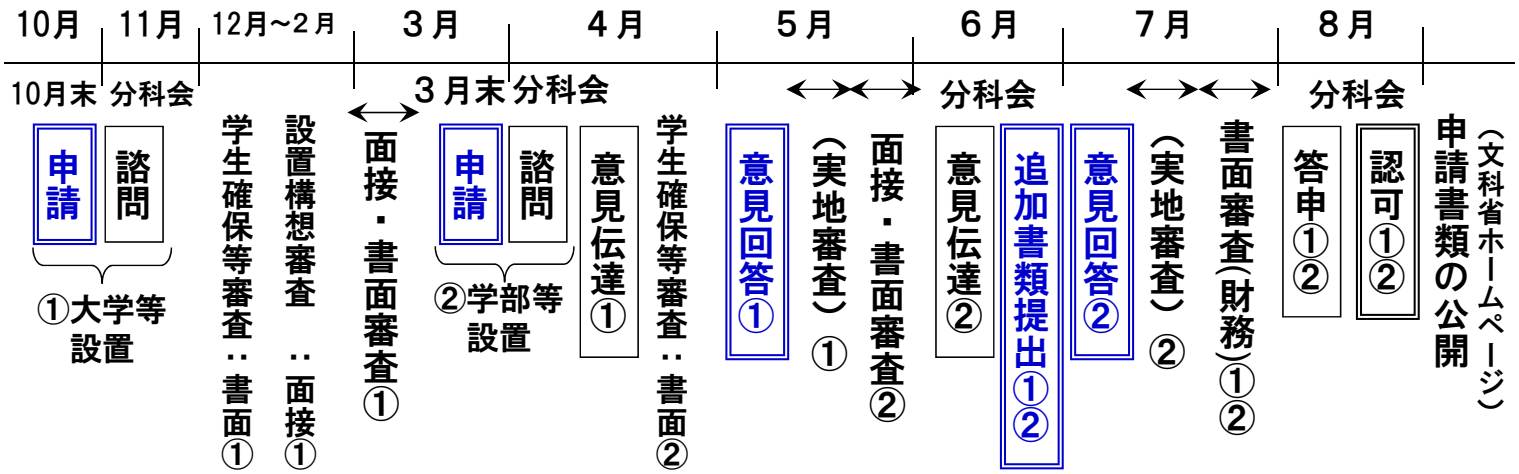

３．学校法人分科会による審査の概要

（１）審査の方法等

申請
諮問
意見伝達
伝達意見への回答
答申
認可

① 面接(書面)審査

◇大学新設案件は２月頃に，学部等設置案件は５月頃に実施。
◇面接審査（各申請者からのヒアリング形式）の対象案件は分科会で決定。
◇面接審査を行わない案件は，書面により審査。

② 実地調査

◇大学新設案件は５月頃に，学部等設置案件は７月頃に現地で実施。
◇大学新設案件は全案件で実施，学部等設置案件は分科会で対象を決定。
◇伝達意見への対応状況等についてのヒアリングのほか，施設，設備等の整備状況の現地確認，証憑書類の確認等を実施。

③ 財務関係書面審査

◇大学新設案件，学部等設置案件ともに７月に書面により審査。

④　設置構想審査（大学新設のみ）

◇　審査の最初の段階で，理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し，設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。

◇　地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。

◇　大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で実施。

⑤　学生確保等に係る審査

◇　学校法人分科会で審査を実施。

◇　必要に応じ，大幅な定員未充足が生じた場合の財務計画や教育研究への影響，対応方針・方策（いわゆるリスクシナリオ）について書面により確認。

４．寄附行為（変更）認可後の財政状況，施設等整備状況調査（アフターケア）

①調査の趣旨

・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し，併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

②調査対象法人

原則として，設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。（調査最終年度において，なお指摘事項が付されている場合，引き続き調査を実施することがある。）

③調査方法

・書類調査，実地調査等の方法で原則として毎年度１回実施。
・実地調査は，法人新設，大学・短期大学新設等の場合に，設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

④調査内容

留意事項の履行状況，施設・設備の整備状況，役員の就任状況，事務組織の整備状況，入学者の状況，資産及び収支の状況　など

⑤調査結果の報告等

調査の結果，学校法人に対し指導，助言すべき事項がある場合は，学校法人分科会の議を経て，学校法人に通知し，調査結果を公表。

５．その他手続き等

（１）都道府県知事を経由した申請

以下の申請は，都道府県知事を経由して行うことが必要。（私立学校法施行令第２条）

① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請

② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更（組織変更）の認可申請

③ 合併の当事者が知事所轄法人で，合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

（２）申請書類の公開

◇ 学生等の消費者保護を図るとともに，より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から，大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について，文部科学省のホームページに掲載。

◇ これにより，申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。

◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。

※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は，次項のとおり。なお，様式名称・番号等については現行告示における名称等による。

＜文部科学省ホームページへの掲載書類＞

以下の書類について，「個人に関する情報や学校法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」，「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

① 寄附行為（寄附行為変更の場合，新旧対照表を含む）

② 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第４号その１）

③ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第４号その４）

④ 財産目録総括表（様式第６号その２）（小科目及び負債率を除く）

⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）

⑥ 事業計画（様式第７号その１）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）

⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第１０号その１）（新設校分）

⑧ 事業活動収支予算決算総括表（様式第１０号その２）（新設校分）

（３）寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については，以下の流れを参照。

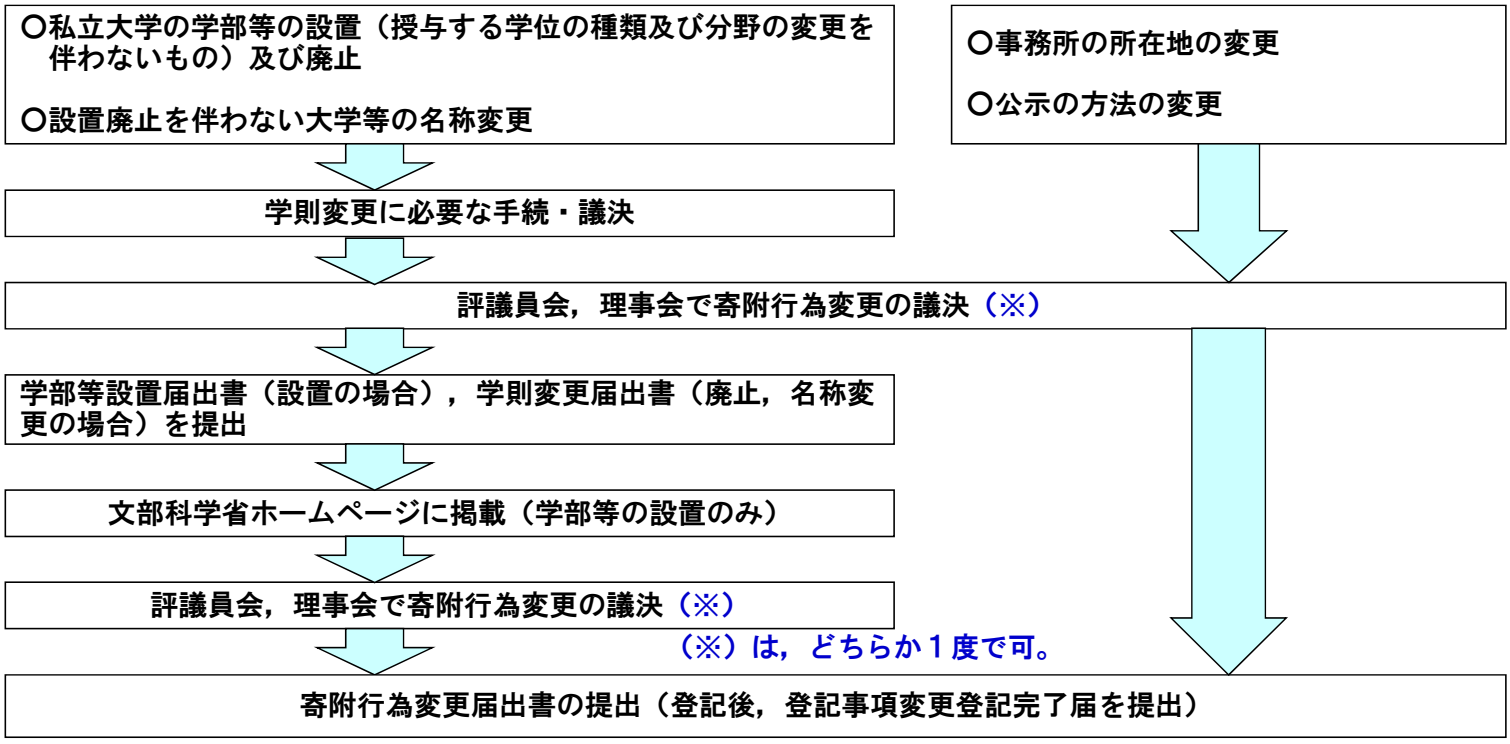

（４）設置計画等の変更について

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については，外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ，申請書類，設置計画については精緻に作成し提出すること。

①　申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について，申請から認可までの間に外的要因等によりやむを得ず申請書類の内容等の修正が必要となった場合には，申請書類の一部変更手続きが必要。

＜一部変更手続きが必要となる例＞
- ○　大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により，設置経費が変更となる例
- ○　工事等の契約を締結したことにより，設置経費が変更となる例　など

②　設置計画の変更協議手続き等（認可後，完成年度までの間の手続き）

◇　認可後，完成年度までの間に，認可時の設置計画が変更となる場合には，構想段階で，あらかじめ私学行政課法人係に相談することが必要。

◇　事前協議なく設置計画を変更した場合には，大学設置・学校法人審議会において対応を審議。
（内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）

＜設置計画の変更協議が可能となる例＞
- ○　認可時の設置計画を確実に履行したうえで，さらに施設等の充実をはかるもの。
- ○　新たな学部等の設置認可申請により，設置計画を変更せざるを得ないもの。
- ○　道路等の付け替え等

６．申請書類作成上の留意点等

近年，準備不足と考えられる申請や，意識の低い申請者の増加などが散見。
その結果，申請中及び認可後の計画変更が多発している。
設置認可等の申請については，以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

◇平成20年度開設予定の申請案件は，総じて準備不足の傾向が顕著。
◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し，あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
◇積極的に教育情報・財務情報を公開し，社会に対する説明責任を果たすよう期待。

【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

◇近年，新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学，校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
◇昨今，認可申請書の不実記載などの不正申請，文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など，一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続き，極めて遺憾。
◇設置認可に際し，「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚，自省を切に求めたい。また，各種大学関係団体にも，会員大学に対する適切な対応を期待。

○ 不認可期間の決定について

寄附行為（変更）認可申請及び学部等の設置に係る届出において，①偽りその他不正の行為があった者からの寄附行為（変更）認可申請は，当該不正行為が判明した日から②相当と認められる期間認可しない。

① 偽りその他不正の行為があった者

過去の認可申請（認可，不認可，取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出における虚偽の記載や不正な働きかけ。以下，典型的な類型

ⅰ)文部科学省への提出書類の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如

ⅱ)面接審査・実地調査時における不正の行為

ⅲ）その他

※　認可後に事前協議を経ずに認可された設置計画を変更した場合も含まれることに留意。

② 相当と認められる期間

「重大なもの」（相当と認める期間４～５年）

・認可処分に重大な違法性があるもの，不正行為が是正されないもの，組織的・意図的に行われている場合

「その他」（相当と認める期間２～３年　※軽微なものは２年未満）

※　不正行為を行った時点から10年以上が経過している場合，自主的に不正を報告，公表し改善努力を行っていると認められるもので，学生等の被害が生じていない場合は２年未満とする。

＜参考資料１＞　文部科学大臣所轄の学校法人数等の推移

文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

法人数は各年度4月1日現在

年　度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
法人数		665	669	671	672	668	669	673	671	667	668	664	664	663	664
増加	新設法人による増	3	0	3	1	1	0	3	0	1	0	1	1	1	1
増加	知事所轄からの移行による増	4	6	2	7	0	5	5	1	1	2	0	4	2	3
減少	知事所轄への移行による減	△ 2	△ 1	△ 2	△ 3	△ 2	△ 3	△ 3	△ 2	△ 2	0	△ 3	0	△ 3	△ 1
減少	合併による減	0	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	0	0	△ 1	△ 1	△ 1	△ 4	0	0
減少	解散による減	0	△ 1	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	△ 1	△ 3	0	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2
増減法人数合計		5	4	2	1	△ 4	1	4	△ 2	△ 4	1	△ 4	0	△ 1	1

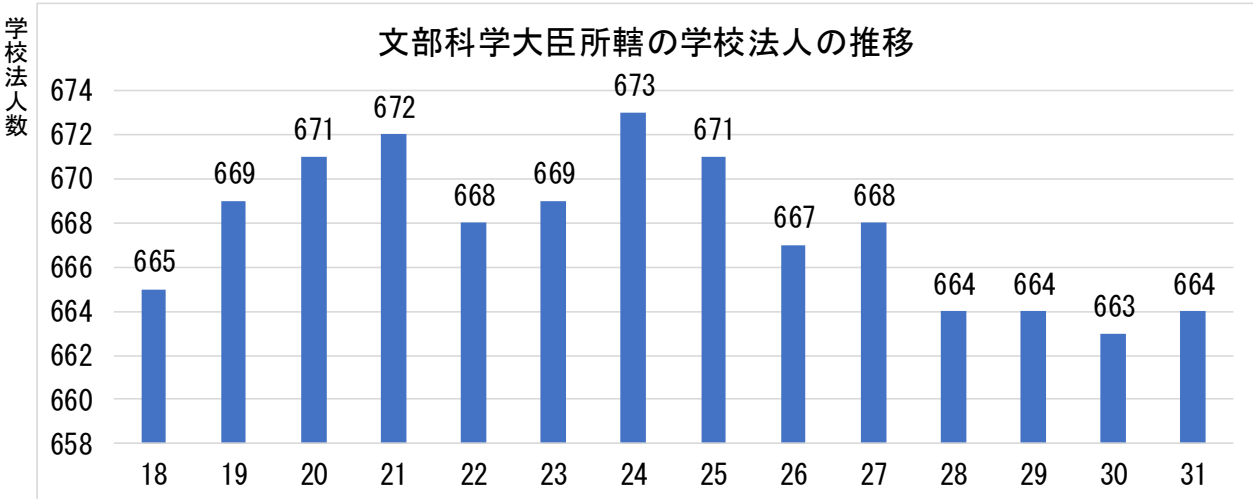

＜参考資料２＞

大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請，認可件数の推移

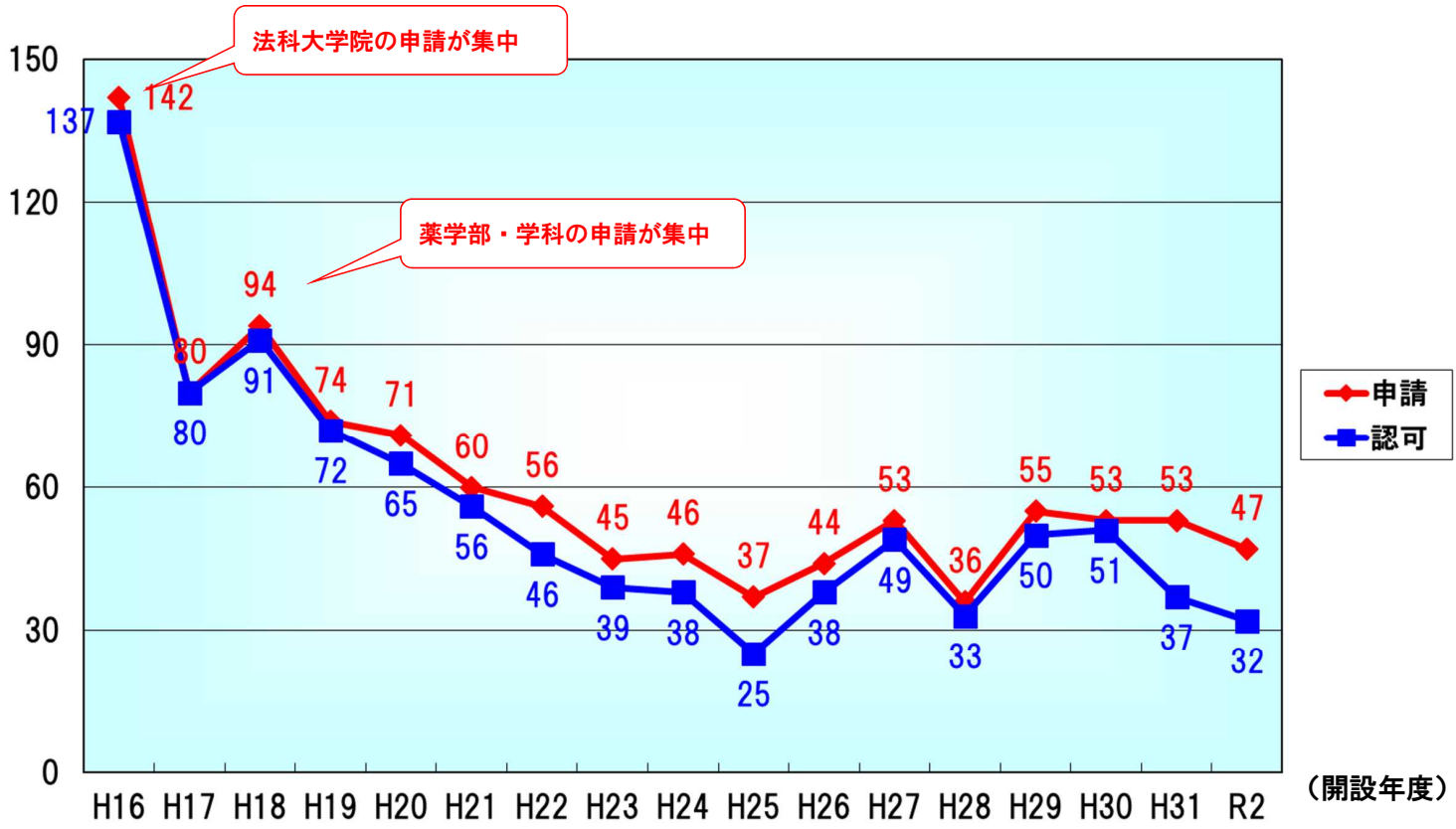

23

Ⅵ　特定地域内学部収容定員の抑制

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

平成30年6月1日公布

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

法律の概要

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

○ 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。【第4条及び第5条関係】

○ 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。【第10条関係】

○ 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。【第11条関係】

（※）内閣府交付金分70億円（文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数）【平成30年度予算】

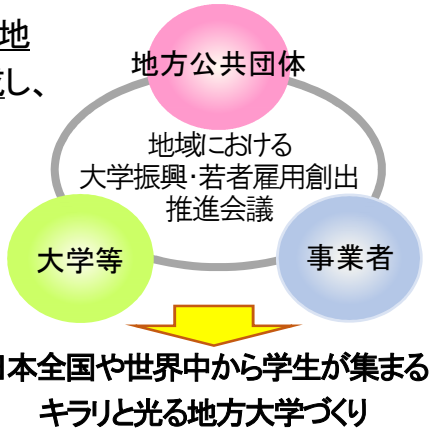

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制【第13条関係】

平成30年10月1日施行

○ 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない（10年間の時限措置）。

（※）学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の具体例

- スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- 留学生や社会人の受入れ
- 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- 収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- 専門職大学等の設置（5年間の経過措置）

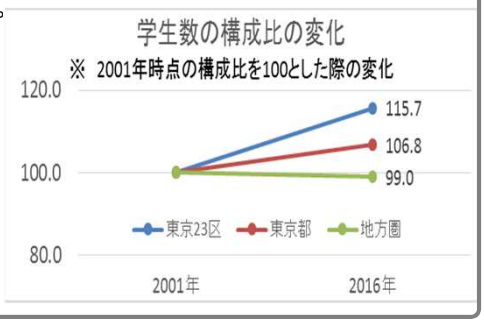

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等【第15条関係】

○ 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】
①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
（参考：2016年の東京圏への転入超過数は約12万人）

地方大学・産業創生法に基づく東京23区の収容定員増抑制について①

前　提

- 地方大学・産業創生法に基づき、大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内の大学等の学部等の学生の収容定員（以下、「特定地域内学部収容定員」）を増加させてはならない。（10年間の時限措置）
  ※東京23区を“特定地域”として政令で別途規定

- 東京23区内においては、大学や学部学科の新設、収容定員の増加、東京23区外からのキャンパス移転等東京23区内において収容定員を増加させる行為は原則認められない。
- 法令で定められた例外事由に該当する場合のみ増加が認められ、その場合には、文部科学省への届出が必要。
- 大学院、夜間学部、通信教育を行う学部は規制の対象外

特定地域内学部収容定員の算定

➢ 学部によっては、学年や学科でキャンパスが異なる場合があり、どのようにして特定地域内学部収容定員を算定すべきか。

- 特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の単位数が、全ての授業科目数の二分の一を超える学科の学年を基準に、その学年の収容定員を学部単位で合算し、特定地域内学部収容定員として算定する。

【事例：年次によって、特定地域内外で授業が行われている例】
Ａ学部の特定地域内学部収容定員
＝　Ｂ学科の年次別収容定員
（3年次の100＋4年次の100）
＋
Ｃ学科の年次別収容定員
（3年次の100＋4年次の100）
＝400人

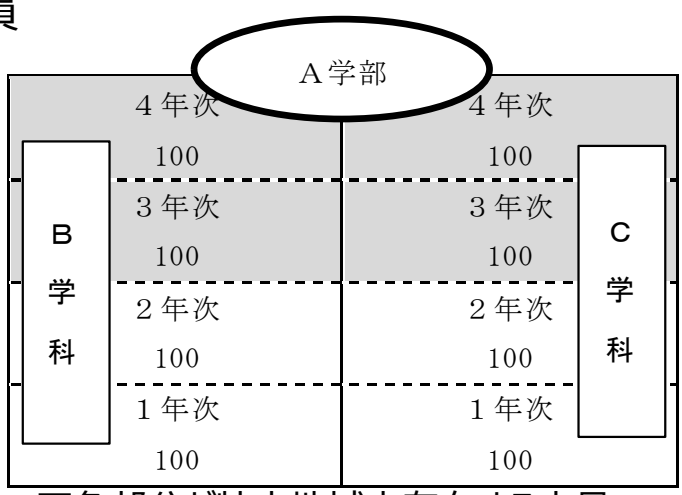

灰色部分が特定地域内存在する定員

地方大学・産業創生法に基づく東京23区の収容定員増抑制について②

収容定員増抑制の例外事由について

➢ 学部改組等のいわゆるスクラップアンドビルドや地域における若者の著しい減少につながらないとして法令で規定した事項に該当する場合は、文部科学大臣に届出を行った上で、特定地域内学部収容定員の増加が可能。

【例外事項一覧】

- スクラップアンドビルドや合併等により既存学部の特定地域内学部収容定員を削減し、その範囲内での特定地域内学部収容定員の増加
- 外国人留学生
  ⇒出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に記載する在留資格を有する学生
- 社会人（就業者、退職者・休業者、主婦・主夫等）
  ⇒恒常的な収入を得ていること、特定地域その他通常通学できる地域に住所を有していること等の要件を満たす学生
- 修業年限の延長
  ⇒薬学部で４年制を６年制にする場合、短期大学の2年制を3年制にする場合
- 修業年限の前半に限定して特定地域で定員を増加する場合
  ⇒後半を含む修業年限の２分の１以上の期間においては、①一都三県外の校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、②その期間を通じて必修科目が配当されていること
- 医学部の地域枠
- 世界最高水準の外国の大学　　等

地方大学・産業創生法に基づく東京23区の収容定員増抑制について③

本抑制措置の経過措置について

- 令和６年３月31日までに専門職大学等の設置や収容定員の増加等について認可を受けた場合
- すでに校舎の新設等特定地域内学部収容定員の増加に向け相当程度の準備を行っていた場合

⇒法令で定める３要件を全て満たす場合

○意思決定

①特定地域内学部収容定員を増加する方法
②増加させる特定地域内学部収容定員の数
③関係する全ての校舎の所在地

○公表の方法

刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図る方法で公表されていること

○契約その他の行為

⇒特定地域内学部収容定員を増加させる目的で行う次のいずれかに該当するもの

①校舎の建設等（新築、増設、改築、改修）又は購入
②校舎の建設等の工事に関する施行・設計・監理・調査
③校舎を建設するための土地の購入・借受け・整備
④教育の用に供する施設の整備又は機械・器具の購入等（必要な校舎が既に建設等されている場合であり、特定地域内学部収容定員の増加に必要な量を準備した場合に限る。）

○上記の実施時期

①学校教育法上の認可事項・・・平成29年９月30日まで
②その他の事項・・・平成30年９月30日まで

地方大学・産業創生法に基づく東京23区の収容定員増抑制について④

届出の期限について

- 本規制の例外事項や経過措置に該当し、特定地域内学部収容定員の増加を行う場合には文部科学大臣への届出が必要
- 届出の期限は特定地域内学部収容定員を増加させる事由によって異なる

● 学校教育法に基づく認可申請又は届出を行わなければならない事項により特定地域内学部収容定員を増加させる場合

➡ 当該認可申請又は届出の前までに届出が必要

● スクラップアンドビルド等によりすでにある特定地域内学部収容定員の減少と併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合

➡ 特定地域内学部収容定員の減少を開始する前

● その他の場合

➡ 特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の４月１日から12月31日まで

その他

✓ 届出の様式、手引き等は文部科学省ホームページに掲載

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/1409858.htm

特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類及び作成の手引　検索

✓ ご不明な点等があれば下記宛先までご連絡ください。

担当部署：高等教育局高等教育企画課高等教育政策室
電話番号：03-5253-4111（内線3772）
メールアドレス：koutoukikaku@mext.go.jp

Ⅶ　設置計画履行状況等調査について

「設置計画履行状況等調査（ＡＣ：アフターケア）」について

Ⅰ　目　的

大学の設置等の認可や届出の後において，原則として，完成年度（標準修業年限終了年度）までの間，認可時の附帯事項への対応状況，学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての報告を求めた上で調査を行い，その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより，設置計画の確実な履行を担保する。

Ⅱ　根　拠

・大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成１８年３月３１日　文部科学省令第１２号）
（履行状況についての報告等）
第１４条　文部科学大臣は，設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは，認可を受けた者又は届出を行った者に対し，その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め，又は調査を行うことができる。

・大学設置基準第５３条の規定に基づき新たに大学等を設置し，又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織，校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（抄）（平成１５年３月３１日　文部科学省告示第４４号）
１・２　（略）
３　文部科学大臣は，大学等の設置を認可した後，当該認可時における留意事項，授業科目の開設状況，教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め，必要に応じ，書類，面接又は実地により調査することができるものとする。
（大学院　＝　告示第５０号（平成１５年３月３１日）
短期大学　＝　告示第５２号（平成１５年３月３１日））

Ⅲ　調　査

１．対象

①認可又は届出により設置した，学年進行中の全ての大学及び学部等
（学則変更の届出で設置した公立の学科は含まない）
②完成年度を越えたもののうち，前年度に指摘事項が付された大学及び学部等
③大学等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けたもの

２．「設置計画履行状況報告書」等の提出

・令和２年３月中下旬頃，調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付。
・提出書類，対象学部等は，報告書作成依頼の文書を参照してください。
　なお，報告書の提出締め切りは５月中旬ごろを予定しております。
・提出いただいた報告書に基づき，調査を実施しますので，本報告書は「認可申請書」や「設置届出書」と同様に，事実に即して正確に記すようにお願いします。
　なお，本報告書提出後，数値等に誤りがあったとしても原則差し替えは認めません。提出前に今一度，誤りがないかを確認してください。
・様式は文部科学省 HP に掲載。様式は毎年更新されているため，必ず最新のものを使用し，作成の注意点を確認してください。
・設置計画は，各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したものであることにも鑑み，報告いただく設置計画履行状況報告書等については，各大学の HP に公表するなど情報提供いただくよう積極的な対応を願います。

３．実地調査･面接調査

上記報告書に基づく書面調査の結果，大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地調査又は面接調査を行う必要があるとされた大学に対しては，公文書にて通知します。その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

４．調査結果の公表等について

①令和元年度調査公表時期

令和元年度末予定

②本調査において付される指摘事項の種類

指摘事項の種類	定義
指摘事項（法令違反）	法令に抵触すると認められる事項があり，認可を受けた者又は届出を行った者に対して，必要な措置をとることを求める事項。
指摘事項（是正）	設置計画履行状況調査の結果，設置計画の履行状況が不適当な事項があり，認可を受けた者又は届出を行った者に対して，是正を求める事項。
指摘事項（改善）	設置計画履行状況等調査の結果，充実や改善が望まれる事項があり，認可を受けた者又は届出を行った者に対してこれを通知する事項。

Ⅳ　ＡＣ期間中の対応事項

１．設置計画履行状況等調査報告書等の提出

上記Ⅲ１．及び２．参照

２．校舎等建物の面積を減じようとする場合等

対象：認可又は届出により設置した，学年進行中のすべての大学及び学部等

認可又は届出時の校舎等建物に係る計画変更（面積の減少，建築計画の遅延等）が生じた場合は，
計画を変更しようとする年度の前年度の４月１日から１２月３１日までに「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

３．やむを得ず専任教員を変更等する場合

対象：認可により設置した学年進行中のすべての大学及び学部等

認可により設置した，学年進行中の全ての大学及び学部等において，やむを得ず専任教員を変更等する場合（以下の①～⑤に該当する場合）は，必ず「専任教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査）」を提出し，大学設置・学校法人審議会による教員資格審査を受ける必要があります（AC 教員審査を経ずに授業等を担当することはできません）。

なお，以下の①～④に該当する場合は，当該専任教員が授業を開始する前（又は認可時に大学設置・学校法人審議会から指示された時期まで）に，⑤に該当する場合は，大学等において職位昇格の発令を行う前に AC 教員審査を受審する必要がありますので，御留意ください。

また，大学で職位の発令を既に行っている専任教員について AC 教員審査を受審する場合，大学で判断した職位と異なる職位の審査結果となる場合がありますので，御留意ください。

① 専任教員を新たに採用する場合
② 専任教員の担当授業科目を追加する場合
③ 専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
（オムニバス科目で，担当部分を変更又は追加する場合を含む）
④ 専任教員の担当授業科目の科目名称を変更する場合（科目の内容が変わらない場合を含む）
⑤ 専任教員を昇格させる場合

※様式は文部科学省 HP に掲載。

【令和２年度のＡＣ教員審査実施予定】

令和２年度のＡＣ教員審査は以下の年４回ですので，担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

区　分	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第１回	３月 13 日（金）	３月 27 日（金）～３月 31 日（火）	４月～５月	５月下旬
第２回	５月 29 日（金）	６月 10 日（水）～６月 12 日（金）	６月～７月	８月上旬
第３回	９月４日（金）	９月 14 日（月）～９月 16 日（水）	９月～10 月	11 月中旬
第４回	12 月４日（金）	12 月 16 日（水）～12 月 18 日（金）	１月	２月中旬

※上記受領確認連絡期間に，到着確認の連絡を担当者宛てに行います（原則としてメール）。

○　設置計画期間中に専任教員予定者が未就任又は専任教員が辞任した場合は，必ず専任教員を補充してください。なお，未就任又は辞任した者が主要授業科目の担当者であって，その後専任教員が補充されていない場合又は専任教員は補充されているが，当該主要授業科目を兼任教員等が担当している場合は，「設置計画の履行状況が著しく不適当」に該当するおそれがありますので御留意ください。

４．その他

設置認可後（又は届出後）の計画変更は，合理的な理由がない限り不適切です。

変更の内容が，認可時又は届出時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合や設置の趣旨と異なる場合，結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることが有り得ます。このため，設置計画に大きな変更等が生じる場合は，事前に文部科学省大学設置室に御連絡ください。

Ⅷ　大学入学者選抜における注意事項について

大学入学者選抜における注意事項について

令和元年１２月

大学設置等に関する事務担当者説明会

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

１．大学入試センター試験の利用に係る手続について

令和３年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（R３．１実施）の利用に係る手続について

大学が共通テストを利用する場合、「大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、期限までに必ず**文部科学省及び大学入試センターへの通知**が必要。

○　過去、大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、共通テストが利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。

少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

【過去にあった手続き漏れの事例】
- ○手続きの失念や不認知。（担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等）
- ○通知等の提出期限の誤認。
- ○短期大学は手続きが不要と誤認していた。

令和３年度大学入学共通テスト（R３．１実施）の利用に係る手続について①

手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、共通テストの利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。
確認する際は、必ず大学入学共通テスト実施大綱を見ながら確認するようにしてください。

※学部・・**大学の場合は学部、短期大学の場合は学科**のことを指す。

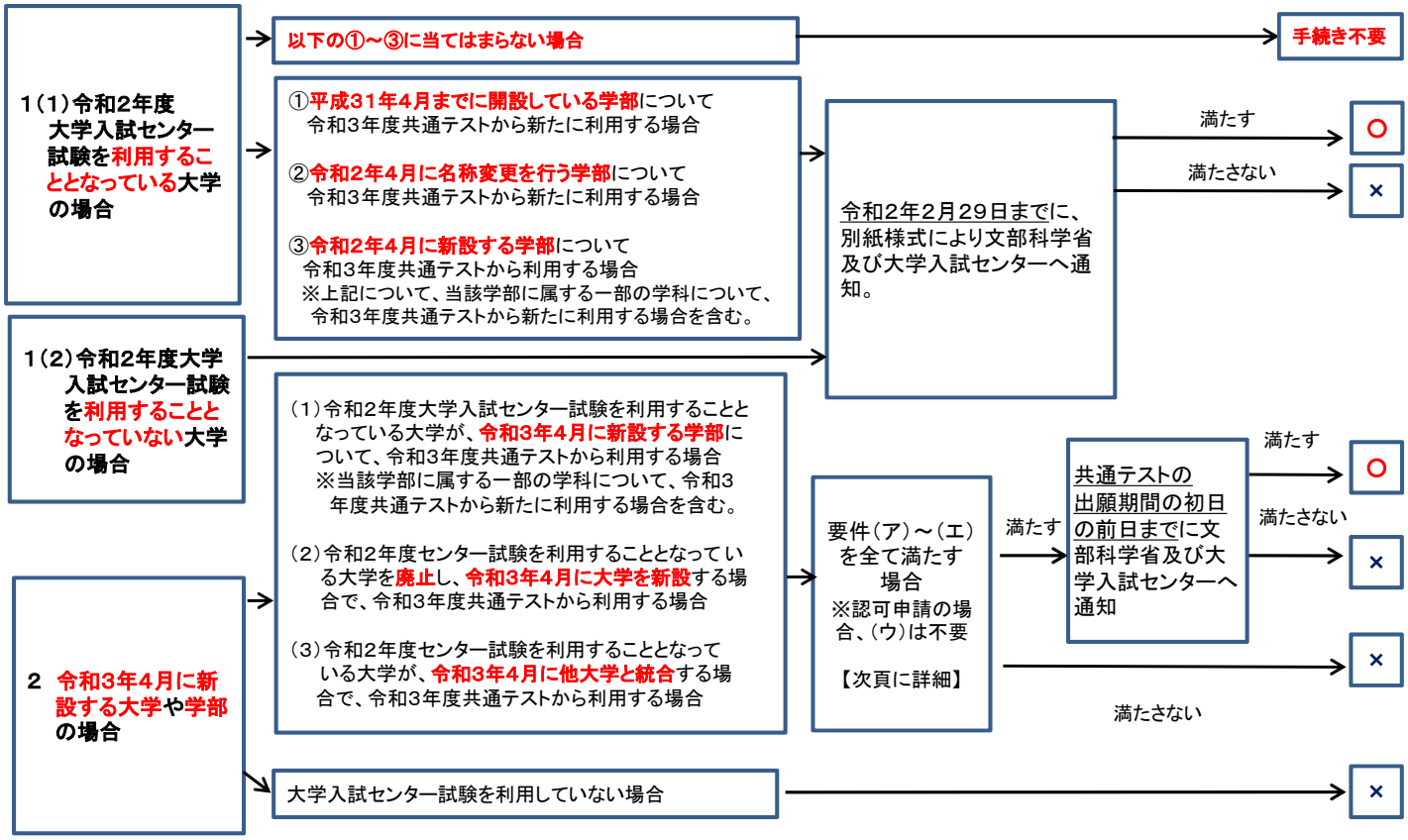

令和３年度大学入学共通テスト（ Ｒ３．１実施）の利用に係る手続について②

令和3年4月に新設する大学又は学部（短期大学においては学科）が、
令和3年度共通テスト（R3年1月実施）から利用する場合の要件
（※以下（ア）～（エ）の要件をすべて満たすことが必要。）

（ア）：令和2年7月31日までに、「設置の手引き」により**PR活動を実施**していること。ただし、**PRの内容には、「共通テストの 利用方法」及び「審査継続による保留等で共通テストの利用ができなかった場合の対応」も含む内容**となっていること。

（イ）：所属する地域の連絡会議に対し、**共通テストを利用予定である旨**を報告していること。

（ウ）：令和3年度共通テストの出願期間初日の前々日までに、**設置届出を行った日から60日が経過**していること。（設置認可申請の場合は、本要件は該当しない）

（エ）：令和3度大学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、**（ア）～（ウ）を満たしていることを任意様式により報告**していること。
（**共通テストの利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知**する必要があることに注意。）

２．大学入学者選抜における公正確保及び出題・合否判定ミス等の防止について

大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）【概要】

令和元年５月３１日　大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議

経緯・有識者会議の任務

・一部大学の医学部医学科の入学者選抜において，不適切な事案が発覚。
・文部科学省において，全ての医学部医学科の入学者選抜を緊急に調査し，公正性に関する考え方を取りまとめ。
・大学入学者選抜に対する社会からの信頼を回復し，今後の改革を着実に進めるため，全ての学部学科等について入学者選抜の公正性を確保するための共通ルールを示すこと。

有識者会議における検討

・大学関係者，高等学校関係者，法曹関係者，報道関係者等１１名の有識者で構成。
・入学者選抜の当事者等から海外の入試制度，私学，文系，理系，スポーツ等のテーマについてヒアリングも実施。
・４月５日に『審議経過報告』を公表し，国公私立大学，高校等の関係団体に意見照会し，それらの意見等を踏まえて，５月３１日に『最終報告』公表。

「公正性」に関する基本的な考え方

・大学入学者選抜は，各大学の教育理念や入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき，各大学の責任において実施されるものであるが，関係者をはじめ社会からの関心も極めて高い。したがって，その公正性に疑念を抱かれることのないよう，広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要。
・大学入学者選抜プロセス全体を通じた公正確保が必要であり，各段階での改善方策を示すことが必要。その際，①大学入学者選抜の多様化，②透明性及び機密性の両立，③公正の基準や考え方の変化と不断の見直しに留意が必要。

公正確保等に向けた方策　（次頁参照）

今後の対応

【文部科学省】
・『最終報告』を踏まえ，６月上旬に『大学入学者選抜実施要項』を改訂し，全大学の入試事務担当者等に対し，従来からのルールで引き続き遵守すべき事項と合わせて周知徹底を図る。
・社会から疑念を抱かれるような問題が生じた場合，必要な調査，指導の他，速やかに再発防止策の検討等に取り組む。
【各大学】
・『最終報告』及び『実施要項』を踏まえ，入学者選抜の各段階について自己点検・評価を行い，不断の改善を図る。

公正確保等に向けた方策

～大学入学者選抜のプロセス全体を通じた公正確保～

学生募集
○アドミッション・ポリシー又は募集要項において，入試方法・合否判定基準等について明示。
○特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合，区分ごとにその内容，設定理由，募集人員，出願要件等について明記し，広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要。
○同窓生子女についての特別枠については，募集要項等に明記し，より丁寧な説明が必要。
○性別による一律の取扱いの差異については，広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

出願手続
○評価・判定に用いない情報（保護者の職業・出身校等）は，入学志願者に求めない。
○特定受験者の優遇を求める働きかけや寄附の申出等には，公正性を損なうことのないよう大学として毅然と対応。

個別学力検査
○試験問題の漏洩や入試ミスを防止は基本。受験者に関係者・親族がいる教職員は関与しない等の取組は当然に実施。
○採点時には，受験者情報のマスキング，複数人での採点・確認などの取組を組み合わせることが重要。
○試験問題と解答等の公表と希望する受験者本人への成績開示により，公正を確保。

小論文，面接，実技検査等
○評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう，特定の受験生の優遇や属性による差別的取扱いが行われないよう，実施方法や評価方法についてのマニュアル等の整備が必要。
○その際，評価・判定に用いるべきではない情報については，面接等の資料に記載しないなどの点に留意。

合否判定
○合否判定の方法や基準を明確に定め，募集要項等において合否判定に用いる要素，配点や比重等を可能な限り公表。
○合否判定は教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行うこととし，特定個人の恣意的な判断を防止。
○評価・判定に用いない情報（受験者氏名，年齢，性別，保護者情報等）は，原則として合否判定資料には記載しない。
○恣意的な特定の受験者の優遇や各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばした合否判定は不適切。
○広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き，属性を理由とする一律の取扱の差異は不適切。
○性別による一律の取扱いの差異については，広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

合格発表，繰上合格，成績開示等
○合否判定と併せて，補欠合格候補者の取扱いや繰上合格に係る手続を定めておくことが必要。
○補欠合格候補者の内での順番等をあらかじめ知らせることも，透明性を高める上で有効。
○学力検査やそれ以外の点数化する要素について配点・取扱い等をあらかじめ明示し，合否判定の根拠を明確化。

～大学入学者選抜の公正確保のための多層的なチェック体制～

各大学
各大学は，その判断により，例えば，監事による監査や学内の独立した組織による手続の適切性の確認を実施し，学内で相互牽制や不正抑止が働く体制等を設ける。また，その体制等について自己点検・評価を実施し，各大学の責任により，入学者選抜に係るガバナンスを確立・適正化。

認証評価機関
認証評価機関は，各大学において，入学者選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。学外の第三者の目からも，各大学の公正確保に向けた取組状況を確認。

文部科学省
入学者選抜の公正が損なわれたと疑われ，主体的な取組による是正が講じられない場合には，必要に応じて，調査を実施し，大学を指導。また，不利益を被った受験生の救済が適切になされるよう必要な対応をとる。

入学者選抜におけるミスについて

●文部科学省より、毎年度12月上旬頃に、大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について、各大学に通知している。

【概要】

・ 毎年、大学入試において、出題・合否判定ミス、募集要項の作成段階でのミス、追加合格手続きにおけるミス等が発生していることを踏まえ、

① 出題・合否判定ミス等がないよう留意して実施すること

② ミスが生じた場合は、受験生等への情報提供を含め必要な対応や文部科学省大学入試室に対する第一報を行うとともに、速やかに報告書を提出すること

③ 近年の事例を参考に、作題や試験実施の参考とすること

●入学者選抜におけるミスの件数は増加傾向。

平成19年度 142大学 232件 ⇒ 平成31年度 207大学 421件（65大学増、189件増）

各大学において、ミスの防止に向けた対応を行う必要

入学者選抜におけるミスの防止に係る新たなルールの概要

平成31年度大学入学者選抜実施要項（高等教育局長通知）において、以下の事項を新たに規定。

① 入試情報の取り扱い

・ 試験問題、解答は原則として公表（平成30年度 972大学/1032大学・短期大学 公表）
・ ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数若しくは標準的な解答例を公表

② 体制の強化

・ 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括するなど、入学者選抜全体のガバナンス体制を構築

③ 点検の複数回化

・ 問題作成時の点検だけではなく、試験実施中や試験実施後においても点検
・ チェック体制自体も不断に点検

④ 外部から指摘があった場合の対応

・ 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な対応で検証

入学者選抜におけるミスについて　事例①

＜事例＞
試験終了直前に受験生から問題に対する質疑があり、試験実施本部で検討の結果、
補足説明を行うとともに試験時間を全員10分延長することとした。
しかし、一部の試験室では伝達が間に合わず時間延長が行われなかった。

本事例は、試験実施本部から試験室への伝達に想定以上の時間がかかった
緊急時対応についての事前の想定が不十分さが原因。
「試験実施本部からの伝達にかかる所要時間」、
「緊急時に必要な体制の検討」
などといった点についても、充分な想定が必要。

教員、事務職員等関係者が一体となり、**緊急時の対応における迅速性及び公平性の確保を含めた**円滑な試験実施・伝達体制の確立に努めること。

入学者選抜におけるミスについて　事例②

＜事例＞
1. 「h^2」とすべきところ「h」と誤記してしまったなど数式・記号の誤り。
2. 「池田勇人」を「池田隼人」と誤記してしまったなど漢字の誤り。
3. 漢字の読みを問う問題で「雑言」について「ぞうげん」という読みを誤りとしていたが、辞書等によればその読み方も誤りとは言えなかった。
4. 誤りとしていた選択肢が、最新の研究では誤りとは言えなかった。
5. 100点満点としていたが、素点を合計すると合計が95点しかなかった。　　など

本事例のような誤記、正答の不存在／複数存在はミス報告の中で**最多**。
ほとんどが**点検の不十分さに起因**。
試験実施後・合否発表後のミス発覚も多い。

試験問題の点検については、**試験実施直前に点検するだけでなく、試験開始後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重三重に点検を行う**こと等により、ミスの防止及び早期発見に努めること。なお、問題の文面だけでなく、**問題の内容についても解答が導き出せるか確認すること**。特に**外部からの指摘等によりミスの可能性が判明した場合には、組織的な体制で検証を行うこと**。

入学者選抜におけるミスについて　事例③

＜事例＞
1. 別の日程の問題用紙を誤って配付した。
2. 回収した解答用紙の枚数が不足していた。
3. 面接担当教員が面接試験開始時刻を勘違いしており、試験開始時刻に遅刻した。
4. ホームページで合格発表する際、設定を誤り、正規の時間前に公表した。
5. 合否通知を誤った住所に発送した。
6. 採点の際、小問の合計得点の計算を誤った。

本事例は、責任者の指示不足や事務の確認不足などが背景にあるが

実施体制の不十分さが原因。

教員と事務職員が連携し相互に補完するような体制をとることが重要。

・**入学者選抜業務のプロセス全体を把握**した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、**業務全体のチェック体制を確立**すること。また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、**責任をもって業務を行うよう注意を喚起**すること。
・各担当の**業務は必ず複数人で行い、相互に確認する体制を確立**すること。

13

IX　「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」について

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」について

学位プログラムの現状と課題

【定義】

✓「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

✓学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。

✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○「**2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）**

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能**とする。

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して**分野横断的な教育課程を編成**し、その**修了者に学位を授与することが可能**な「**学部等連係課程実施基本組織**※」**を設置可能とする**ため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正。

※４年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要**があり、**教育研究に支障がないと認められる場合**には、**複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）**との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができる**ものとする。

※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ　※学部段階(学部等連係課程実施基本組織）の例

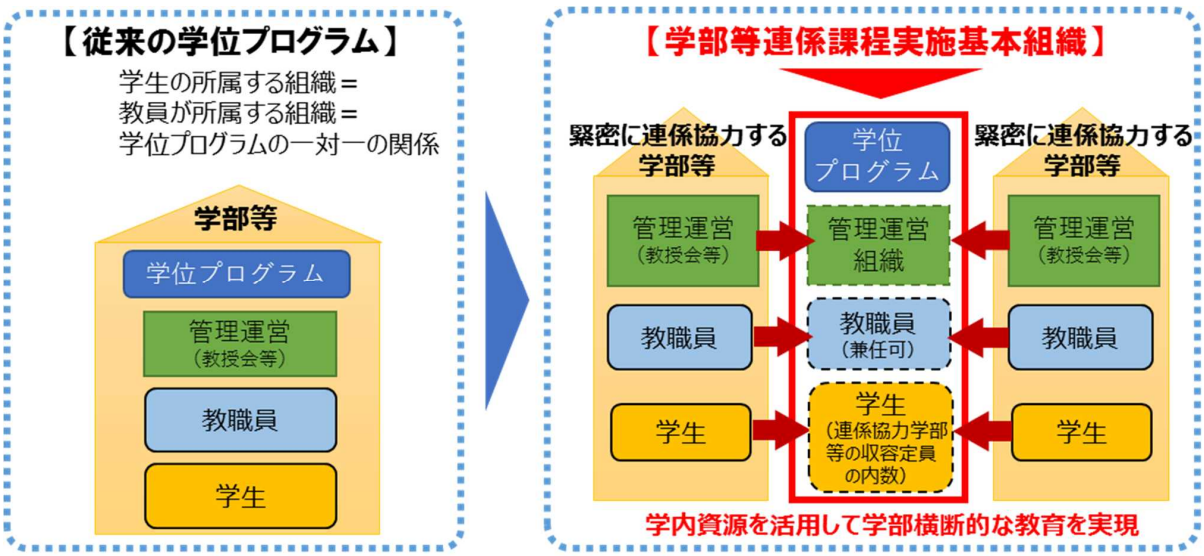

教員組織

✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置く**ものとする。ただし、**教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができる**ものとする。（兼任）

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、各大学等においては一層、各個々の教員の勤務状況を適切に把握し，当該教員の勤務環境に十分に配慮するとともに、各従事比率（エフォート）の管理等を通じて、各当該教員の教育研究に支障が生じることがないよう、各適切な措置を講じることが求められる。（施行通知において周知）

専任教員数、校舎面積、附属施設

✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りる**ものとする。

収容定員

✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数**とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。

✓ 各連係協力学部等の収容定員のうち**学部等連係課程実施基本組織等の収容定員として活用する内訳についてもあらかじめ定める**ものとし，入学希望者や在学生等が混乱することのないよう募集要項や学部則等において明示するものとする（施行通知において周知）

学生組織

✓ 学生の学籍管理については、**所属する学部等連係課程実施基本組織等において行うことのほか、各連係協力学部等において行うことや当該組織等と連係協力学部等とが共同して行うことなどが想定**されるが、各大学等において適切に判断。（施行通知において周知）

✓ また、各大学等においては、**所属する学部等連係課程実施基本組織等に対する学生の所属意識を醸成するための取組が期待**される。（施行通知において周知）

3

設置手続

✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等連係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。

✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の類型	学部等の場合	学部等連係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴う設置 →	認　可	認　可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴わない設置 →	届　出	届　出

○提出書類：「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に

○届出期間：開設前年度の12月末 → 開設２か月前

質保証、教学管理体制

✓ 大学は、**学部等連係課程実施基本組織を設置する際には、学位プログラムごとに３つのポリシーを定め、これに基づき教育活動を行うこと**が望ましい。

✓ 連係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**することが極めて重要。
（いずれも施行通知において周知。）

4

Ｘ　専門職大学等の設置について

令和元年12月19日
大学設置等に関する事務担当者説明会

専門職大学等の設置について

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省高等教育局専門教育課

説明項目

１．「大学」を設置するということ …… 3

２．専門職大学等の制度化の趣旨・背景 … 19

３．専門職大学等の制度設計のポイント …… 29

４．その他 …… 49

５．むすび …… 56

＜おことわり＞

・　本説明では、主として、専門職大学等（専門職大学、専門職短期大学、専門職学科）の設置をご検討中の方を念頭に説明を行います。

・　限られた時間内で簡潔に説明する都合上、４年制の専門職大学に記述を絞って資料を作成した箇所があります。

１．「大学」を設置するということ

3

「大学」とは

学校教育法（抄）

（設置基準）

第３条　学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する**設置基準に従い**、これを設置しなければならない。

（目的）

第83条　**大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる**ことを目的とする。

②　大学は、その**目的を実現するための教育研究**を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

4

設置認可の基準

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

1　学校教育法、設置基準その他の法令に適合すること

2　長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること

3　人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等 社会の要請を十分に踏まえたものであること

（注）
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）では、上記のほか、
① 認可申請に係る大学・短期大学の学部・学科の平均入学定員超過率に関する要件
② 歯科医師、獣医師、船舶職員、医師の養成、法科大学院※に係る規定（※は令和３年４月１日施行）
が定められているが、本日の説明は省略する。

5

「設置基準に適合すること」についての誤解①

1　教育課程に関する誤解

× 最低卒業要件単位数である124単位以上の授業科目を開設しさえすれば基準はクリアする。

○ 大学は、必要な授業科目を自ら開設し、**体系的に教育課程を編成**する（大学設置基準第19条）

＜大学の場合＞（大学設置基準第19条第２項）
専門の学芸を教授するとともに、**幅広く深い教養**及び**総合的な判断力**を培い、**豊かな人間性**を涵養するよう配慮

＜専門職大学の場合＞（専門職大学設置基準第10条第２項）
専門の学芸を教授し、**実践的な能力**及び当該職業の分野において**創造的な役割を担うための応用的な能力を展開**させるとともに、**豊かな人間性**及び**職業倫理**を涵養するよう配慮

【体系的に教育課程を編成とは？】
我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも**学生の視点に立った学修の系統性や順次性等が配慮されていない**、あるいは、**学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確**である、などの課題が指摘されている。学士力答申では、**学修成果や教育研究上の目的を明確にした上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成**することを各大学に求めている。

「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（審議まとめ）平成24年3月26日　中央教育審議会大学分科会大学教育部会

6

ここでの説明項目

～養成する人材像を明確にした上で体系的に教育課程を編成～

- **「養成する人材像」**は明確ですか？
- ディプロマ・ポリシーの作成
- カリキュラム・ポリシーの作成
- 教育課程の編成
- アドミッション・ポリシーの作成

＜おことわり＞
・ここでの説明は、一般の大学と専門職大学等の双方に通じた説明をいたしますが、一部の資料において、専門職大学等に特化して記載した箇所があります。

7

「養成する人材像」は明確ですか？

「実践的な職業教育」を行う専門職大学等として、「どのような人材を養成するのか」が、きわめて重要。

○　当該専門職の分野における社会の変化を踏まえ、今後どのような能力を修得した人材が求められるのか

○　卒業後の送り出し先となる産業界（当該専門職）の**人材ニーズを、量と質の両面から把握する**。

・・・産業界（当該専門職）の**将来変化を見据えて、どういう能力を、いま、身につけておくべきか**

→**「展開科目」を通じてどのような創造力・応用力を育成するか。**

【留意点】

・　養成する人材像が複数となる（幅を持つ）場合には、それに対応した授業科目が開講され、履修モデルも複数設定されるものと考えられる。

・　その「養成する人材像」を、専門職大学等で養成する必要性を明確に整理する**（既存の大学・短大、専門学校との違いを明確にする）**

8

三つのポリシー

【参照】「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（H28.3中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

ディプロマ・ポリシー（DP:学位授与の方針）	各大学，学部・学科等の教育理念に基づき，どのような力を身に付けた者に卒業を認定し，学位を授与するのかを定める基本的な方針であり，学生の学修成果の目標ともなるもの。
カリキュラム・ポリシー（CP:教育課程の編成及び実施の方針）	ＤＰ達成のために，どのような教育課程を編成し，どのような教育内容・方法を実施し，学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
アドミッション・ポリシー（AP:学生受入れの方針）	教育理念，ＤＰ，ＣＰに基づく教育内容等を踏まえ，どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり，受け入れる学生に求める学習成果（「※学力の３要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。 ※学力の３要素 ①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力等の能力 ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

「設置の趣旨・必要性」「養成する人材像」「三つのポリシー」は一貫していますか？

ディプロマ・ポリシーの作成

【参照】H28.3「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

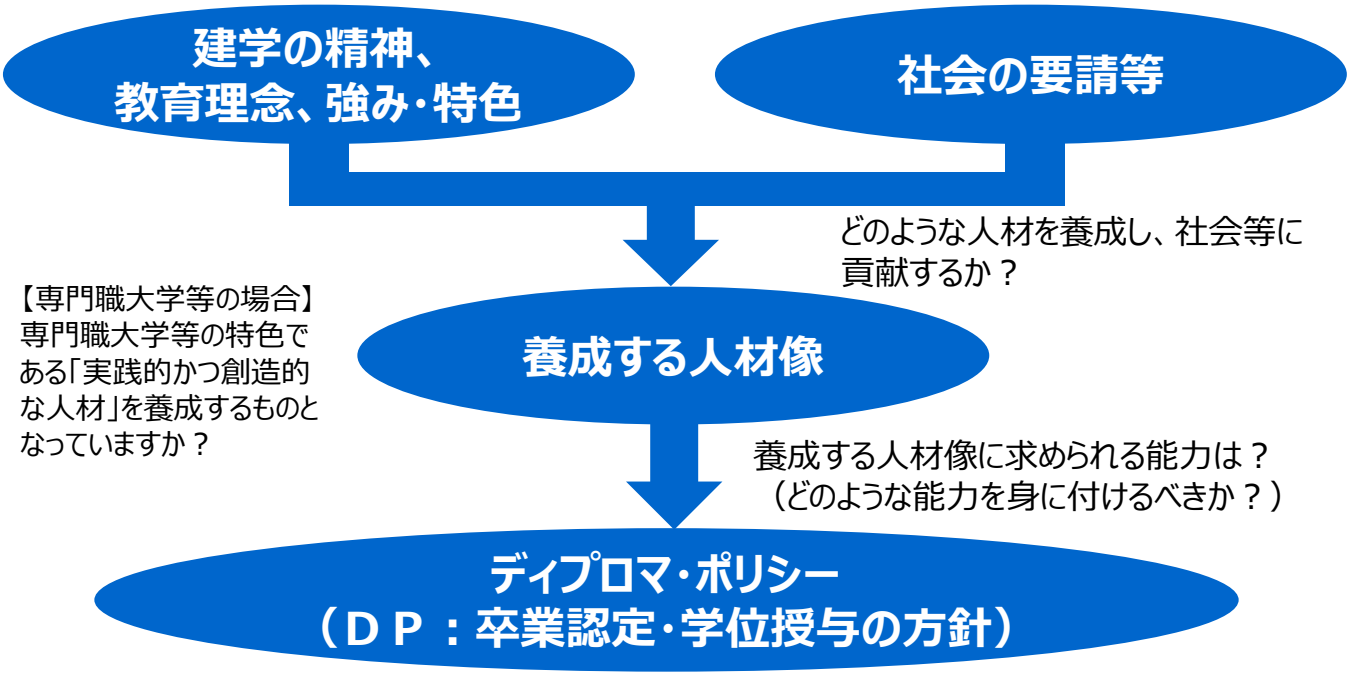

※「ＤＰ」「養成する人材像」「社会の要請等」の整合性がとれていますか?

※学位の社会的・国際的な通用性を担保できる水準ですか？

カリキュラム・ポリシーの作成

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程等を示すものであり、その一体性・整合性が強く求められる。

ディプロマ・ポリシー

- 学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化する。
- 「**何ができるようになるか**」に力点を置き，どのような学修成果を上げれば卒業を認定し，学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示す。
- 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定する。

カリキュラム・ポリシー

- 教育課程全体の理念について説明した上で、
  ディプロマ・ポリシー達成のための
  ・教育課程編成
  ・当該教育課程における学修方法・学修過程
  ・学修成果の評価の在り方
  等を具体的に示す。
- 専門職大学等の場合は、**展開科目でどのような社会ニーズに対応するためにどのような能力をどのような科目で育成するのか等の考え方**を含めて説明

参考

【履修系統図】
学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図、カリキュラムマップ、カリキュラムチャート等。
出典：新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成２４年８月２８日　中央教育審議会答申）

【ナンバリング】
授業科目に適切な番号を付し分類することで、**学修の段階や順序等を表し**、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。
対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。
また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。
出典：新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成２４年８月２８日　中央教育審議会答申）

教育課程の編成①

1　実践力を養う科目と、理論系科目のバランスがとれているか

○　実験・実習・実技科目が約3分の1（4年制で40単位）以上

→実践力を養う科目と、理論系科目のバランスがとれているか

専門職業人材としての**専門性の支えとなるべき理論の教育は、相応に必要**。

※　やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、実験・実習・実技科目を演習で代替することが可能である(専門職大学設置基準第29条第1項第3号)が、「やむを得ない事由」「教育効果を十分に上げることができる」ことの説明が尽くされる必要。

2　履修の順序は考えられているか

○　理論と実践、学内実習と臨地実務実習の履修の順序は適当か。

悪例…学内での講義科目や実習もそこそこに、１年後期に長期間の臨地実務実習を設定

13

教育課程の編成②

3　単位制度の実質化

○　**１単位の授業科目は45時間の学修**を必要とする内容をもって構成することを標準**(予習・復習を含む)**　(専門職大学設置基準第14条)

○　1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定める努力義務(専門職大学設置基準第23条)

→必修科目を多数設定し、**卒業要件の単位数が過度に多くなっていないか**。

4　無理のない学事暦・時間割が組めているか

○　定期試験、入学試験、夏季や年末年始の休校などの期間を確保した上で、年間の学事暦(カレンダー)を作成する。

○　選択科目や自由科目の履修が事実上無理な時間割となっていないか、

夜間課程を持つ場合に教員や教室の稼働に無理はないか、

２校地以上にまたがる場合に教員や学生の移動時間の確保が図られているか、

などの観点から、現実的な時間割とする。

14

シラバスの作成

シラバスは、教育の質を確保するための重要なツール。

【シラバスとは】（H20.12中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」より）
各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、**講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習などについての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等**が記されており、学生が各授業科目の準備学習などを進めるための基本となるもの。

＜シラバス作成の留意事項の例＞　※複数の大学の「シラバス作成の手引」を参考に抽出したもの
【授業の到達目標】
・学生を主語とする。
×：（教員が）・・・を説明する。　○：（学生が）・・・できるようになる。
【授業計画】
○：各回の授業内容を記載する。　×：複数回をまとめて記載。
【成績評価】
・ 評価の指標および配分（例：期末試験●％、小テスト●％、レポート●％、作品●％）を明記。
・ 出席するのみで加点する評価は避ける（授業に出席するのは当然）。
【準備学習についての指示】
・ 1単位の修得に必要な学習時間は45時間（講義の場合、授業15時間に対し予習・復習30時間）となっていることを考慮し、予習・復習として何を望んでいるかを具体的に指示する。
【オフィスアワー・連絡先等】
・ 学生が担当教員に面会できる時間帯を明記する

15

アドミッション・ポリシーの作成

◎ 「**実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする**。」（専門職大学設置基準第3条第2項）とされていること、また、**専門高校卒業生の進路としても期待**されることを踏まえた策定が望まれる。

◎ 毎年度の入学者選抜については、文部科学省高等教育局長が毎年度が発出する大学入学者選抜実施要項に基づき適切に実施すること。

アドミッション・ポリシー

○ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに，「学力の３要素」を念頭に置き，
①入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか
②入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているか
など，多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方についてできる限り具体的に示す。
必要に応じ，入学前に学習しておくことが期待される内容についても示す。

○ 入学者選抜において，アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか，それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示す。

16

「設置基準に適合すること」についての誤解②

2　専任教員数に関する誤解

×　設置基準の別表に定める人数以上の教員を確保さえすれば基準はクリアする
（例：工学関係で収容定員200-400人ならば専任教員は最低14人揃えれば良い）

○　教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模等に応じ必要な専任教員を置く（大学設置基準第7条、専門職大学設置基準第31条）
（設置基準の必要専任教員数は最低基準であり、申請しようとする大学等の教育課程の運営に必要な専任教員数の配置が必要）

○　**主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授に担当**させる（大学設置基準第10条、専門職大学設置基準第32条）
（集めた教授又は准教授で主要授業科目をカバーできないならば、教授等の追加が必須）

17

「設置基準に適合すること」についての誤解③

3　校舎等施設に関する誤解

×　設置基準の別表に定める面積以上の校舎でさえあれば基準はクリアする。

○　**全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っている**

○　**備えるべき施設**が整備されている（研究室、図書館etc.）　（大学設置基準第36条、専門職大学設置基準第45条）

○　その施設は、**適切な教育・研究活動が行えるだけのスペース・機能を確保**したものとなっている

例：教員の研究や学生の研究・制作等が行える部屋となっているか、（共同研究室とする場合でも、十分な広さや機能（プライバシー保護の方策（個別面談室等）や機密情報の管理などを含む））が必要）。

図書館は教育研究上必要な資料を系統的に備え、教育研究を促進する環境か。

18

2． 専門職大学等の制度化の趣旨・背景

19

専門職大学等の制度化

経済社会の状況

○産業構造の急激な転換（第四次産業革命、国際競争の激化）
○就業構造の変化
○少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少

高等教育をめぐる状況

○高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
○産業界等のニーズとのミスマッチ
○より積極的な社会貢献への期待と要請

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な **実践力** ＋ 豊かな **創造力**

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

変化に対応して、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材（かつ）

≪例≫【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材　など

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度的に義務付けられた新たな高等教育機関を創設

新たな高等教育機関
専門職大学・専門職短期大学

・ 新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置づけ、大学等と同等の評価を得られるようにする。
・ **既存の大学・短大の一部における「専門職学科」も制度化**

20

学校教育法の一部を改正する法律案　提案理由説明（抄）

第193回(平成29年)通常国会に提出

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されます。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠です。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものであります。

⋮

21

Society5.0の到来

● 2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展。
狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であるSociety 5.0の到来が予想されている。

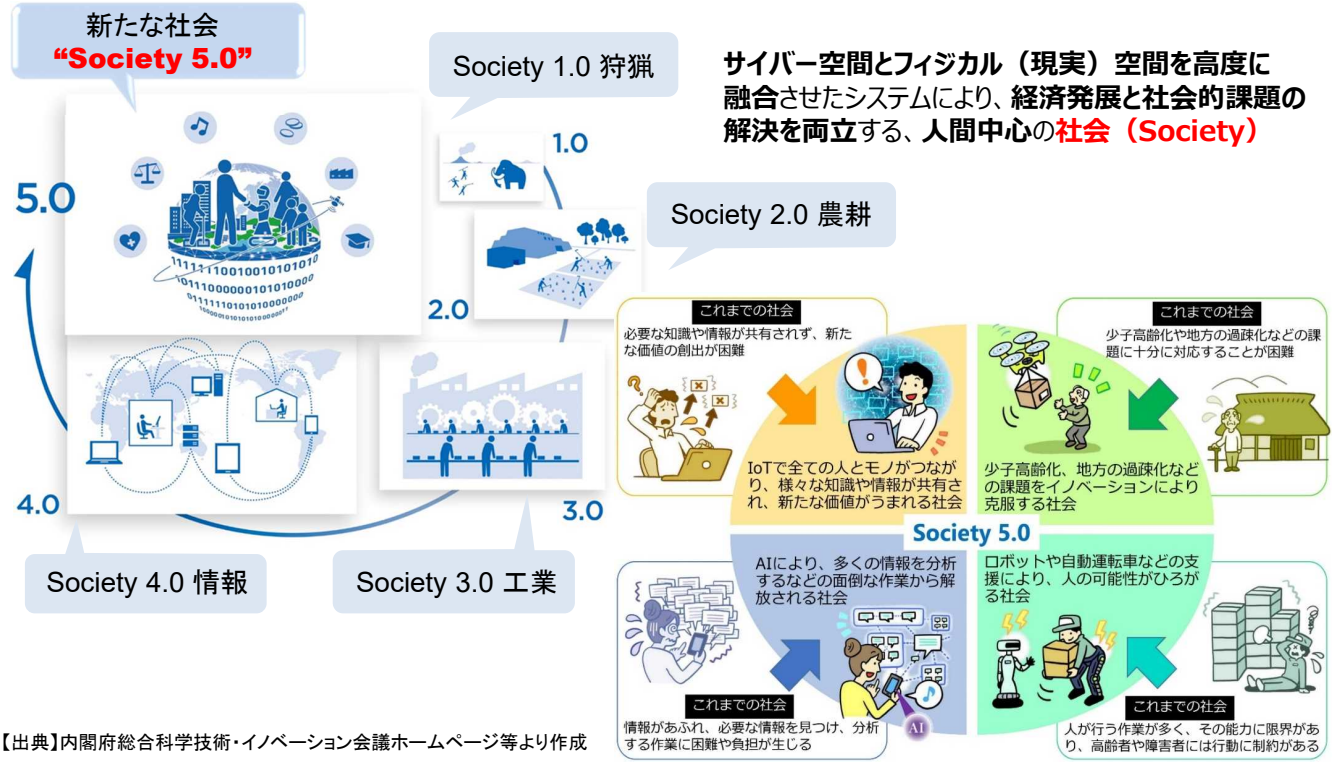

【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

22

人工知能（AI）の発達により、10～20年後に消える仕事・残る仕事（予測）

●人工知能（AI）の発達により、将来の就業構造は二極化する可能性が高く、我が国の産業界においても、 労働内容を変革していく必要がある。

消える業務・低賃金業務
＝定型的業務・大量の知識の蓄積が必要な業務

- 電話販売員（テレマーケター）、物品の販売員、レストランやラウンジ、コーヒーショップの店員、レジ係
- 保険引き受け時の審査担当、保険金請求時の審査担当、自動車保険鑑定人クレジットアナリスト、クレジットカードの承認、調査を行う作業員、不動産登記の審査・調査、税務申告代行者、不動産ブローカー
- 銀行の窓口係、融資担当者、証券会社の一般事務員、簿記・会計・監査担当者
- コンピュータを使ったデータの収集・加工・ 分析、データ入力作業員、文書整理係
- 受注係、調達係、荷物の発送・受取・物流管理係、貨物取扱人、電話オペレーター、車両を使う配達員
- 図書館司書の補助委員、スポーツ審判員、モデル
- 手縫いの仕立屋、時計修理工、フィルム写真の現像技術者、映写技師 など

残る業務
＝企画立案・対人関係業務

- 整備・設備・修理の現場監督者、危険管理責任者
- 内科医・外科医、看護師、歯科技工士
- メンタルヘルス・医療ソーシャルワーカー、 臨床心理士、カウンセラー、聴覚訓練士、作業療法士、聖職者
- 消防・防災の現場監督者、警察・刑事の現場監督
- 宿泊施設の支配人、セールスエンジニア
- 心理学者、教師、保育士、栄養士、教育コーディネーター、 職業カウンセラー
- 衣服のパターンナー、メークアップアーティスト
- 人事マネージャー、コンピューターシステムアナリスト
- 博物館・美術館の学芸員、運動競技の指導者、森林管理官 など

（出典）論文「雇用の未来」（オズボーン英オックスフォード大学准教授等）より

23

制度化の背景① 経済社会の状況

産業構造の急激な転換（第四次産業革命、国際競争の激化） → **職業の盛衰のサイクルの短期化、予測の困難化**

◆「2011年に米国の小学校に入学した子供達の65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くだろう」……ニューヨーク市立大学のキャシー・デビッドソン教授が著作の中で予測

◆「米国における仕事の約47%が、今後10年から20年程度で自動化される可能性が高い」……オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授らが論文で予測

就業構造等の変化 → **ジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小**

◆今後の人材需要増が見込まれるのは、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者等（2010年から2030年における職種別増加数の推計値）
経済産業省委託「産業競争力強化に関するわが国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」平成25年度

◆第４次産業革命により従業者数が増加する部門は、情報サービス部門（情報サービス）、おもてなし型サービス部門（宿泊、飲食等）、その他部門（介護等）
経済産業省産業構造審議会「新産業構造ビジョン」（平成28年8月）

◆企業が支出する教育訓練費の労働費用に占める割合は低下 2.4%（S63）→1.4%（H23）
労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」

少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少 → **労働生産性向上に向けた要請**

◆我が国の労働生産性（米国を100としたときの比較値） ： 61.9（H4）→ 59.8（H21）
経済産業省「通商白書2013年版」

◆生産年齢人口 ： 8,173万人（2010年）→ 4,418万人（2060年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年推計）」

24

大学進学者数等の将来推計について

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会（第13回）資料2より

● 18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は一貫して上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される。

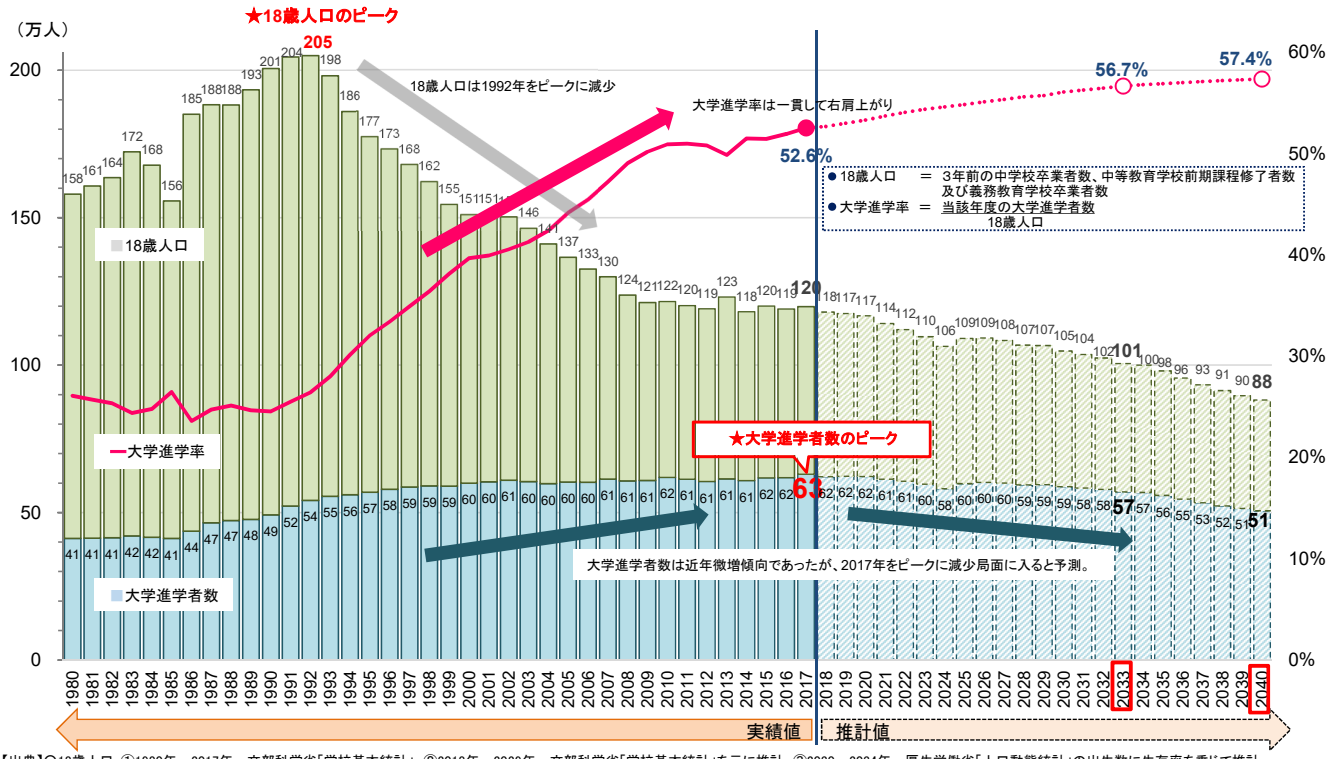

【出典】○18歳人口：①1980年～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2029年…文部科学省「学校基本統計」を元に推計、③2030～2034年…厚生労働省「人口動態統計」の出生数に生存率を乗じて推計、④2035～2040年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成（2034年の都道府県比率で案分）
○大学進学者数及び大学進学率：①1980～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2040年…文部科学省による推計

25

制度化の背景②　高等教育をめぐる状況

高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化） → **学生の資質やニーズの多様化（大学の機能別分化の必要性）**

◆大学・短大への進学率　10.1%（S29）→ 15.7%（S35）→ 51.5%（H17）→ 56.5%（H27）
◆専門学校等を含む高等教育機関への進学率　42.7%（S51）→ 79.8%（H27）

※いずれも18歳人口に占める割合　文部科学省　学校基本調査

◆ 高校生が進学を希望する理由（第1位）は、「将来の役に立つ専門的な知識・技術を習得したいから」
56.5%（H17）→77.2%（H24）　文部科学省「キャリア教育・職業教育に関する総合的な実態調査第一次報告」（平成25年）

産業界等のニーズとのミスマッチ → **実践的な教育へのニーズ、社会人の学び直しニーズへの対応**

◆単位認定を行う授業科目として実施されるインターンシップに参加経験がある学生の割合は低い
大学　2.6%、短期大学 4.4%　（独）日本学生支援機構「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況に関する調査」
◆実社会との繋がりを意識した教育を重視する企業と大学の割合に乖離（文系）
企業 41.7% ←→大学 29.9%　日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（2004年）
◆企業が考える「最近の大学生に不足している能力」※当該能力が不足しているとする企業の割合
①創造力：68.3%、②産業技術への理解：66.4%、③コミュニケーション能力：58.1%
日本経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」（2011年）
◆大学入学者のうち25歳以上の割合：日本 1.9%、OECD平均 18.1%　OECD「Stat Extracts（2012年）

より積極的な社会貢献への期待と要請 → **変化の激しい社会に対応した人材、成長分野を担う人材の育成**

◆大学は、課題解決に必要な知識、技術、スキル等を育成する中核機関として位置付けられ、企業も大学教育に積極的に関与していく責任がある。
◆企業が求める人材像と必要な資質能力　変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力（課題設定力・解決力）　ほか　公益社団法人経済同友会「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」（2015年）

26

「専門職大学」とは

学校教育法第83条　**大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる**ことを目的とする。

②　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

同法第83条の2　**前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする**。

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

③ 専門職大学には、第87条第2項に規定する課程を置くことができない。

修業年限6年の医学、歯学、薬学、獣医学

27

「専門職短期大学」「専門職学科」とは

学校教育法第108条　大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、**深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる**。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を２年又は３年とする。

③ 前項の大学は、**短期大学**と称する。

④ 第2項の大学のうち、**深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする**。

大学設置基準第42条の4　**大学の学部の学科**（学校教育法第87条第2項に規定する課程に係る学科を除く。）**のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科**とする。

短期大学設置基準第35条の4　**短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。**

28

３．専門職大学等の制度設計のポイント（既存の大学等との違い）

29

専門職大学等の教育の特色と養成する人材(イメージ)

既存の高等教育機関

教育の特色

養成する人材

A専門学校《情報システム学科》
- 職種に応じた実務の教育（SE、ネットワーク技術者養成等）
- 豊富な実習

即戦力として活躍できる人材
- ＩＴ企業で、受注した製品の開発・制作に携わるエンジニア等

B短期大学《介護福祉学科》
- 資格取得のための教育（介護福祉士養成）
- 教養の教育

実務能力と一般教養を身に付けた人材
- 介護施設・事業所の職員として、ケアワークに携わる介護福祉士等

C大学《観光学部》
- 観光に関する学問を中心とした教育（観光学、経営学、地域科学等）
- 幅広い教養の教育

総合的な知識と幅広い教養を身に付けた人材
※実務能力は就職後のＯＪＴで修得
- 旅行業、運輸業、宿泊業、公務などで様々な職務に従事等

＋ **実践を裏打ちする理論の学修 関連他分野の学修（統計、デザイン、経営等）**

＋ **関連他分野の学修（医療、IT、経営等）**

＋ **観光関連職種の実務に関する学修 豊富な実習　等**

新たな高等教育機関

教育の特色

養成する人材

A専門職大学《情報クリエイション学部》

B専門職短期大学《介護健康福祉学科》

C大学＜専門職学部＞《観光マネジメント専門職学部》

質の高い実践的な職業教育の実施を制度的に担保

- ☆**産業界等との連携**による教育課程の編成・実施
- ☆**豊富な実習等**(1/3以上)、**長期の企業内実習**（４年制で600時間）、**実務家教員**の積極的任用 ⇦ **専門学校教育の長所**
- ☆高度な実践力を裏付ける**理論の学修** ⇦ **大学教育の長所**
- ☆豊かな創造力の基盤となる**関連他分野の学修**(展開科目)　等

●当該職種の専門技術・実務能力等を有した即戦力となる人材であり、かつ、時代の変化を捉えて、新サービスの企画・開発など業務の変革を担える人材

例：ITの専門技術に加え、関連分野の知識・技術等を活用して、社会のニーズを捉えた新サービス等を提案・実装していける人材

例：介護職としての専門性に加え、医療福祉分野の新技術(IoT、ロボットなど)等の関連知識を有し、新しい介護サービスの提供、事業化等を主導できる人材

例：旅行、運輸、宿泊等観光業界の職種としての専門性に加え、マーケティング、経営等の関連知識を有し、新サービスの事業化や地域の観光ブランド化等を先導できる人材

30

専門職大学等における教育のイメージ図

「**高度な実践力**」と「**豊かな創造力**」を併せ持つ専門職業人材を育成

- 授業の約１/３以上は実習等
- 超・長期の企業内実習

教育課程
連携協議会
（職能団体、地公体、
実習施設等）

- 産業界や地域の意見を反映（より実践的な教育課程に）

【職業専門科目】
専攻する「職業専門分野」A

- 理論と実践をバランスよく学ぶ

【展開科目】
隣接する「他分野」B

- 社会ニーズを踏まえた「＋α」の能力

展開
融合

【総合科目】
各科目で修得した能力を総合し、
実践力・応用力を向上

【基礎科目※】※専門職学科では「一般・基礎科目」
一般的な基礎・汎用科目、リテラシー科目
（特定の分野にとらわれない）

- 必要専任教員の４割以上は実務家教員（最新の活きた知識・技術を教授）

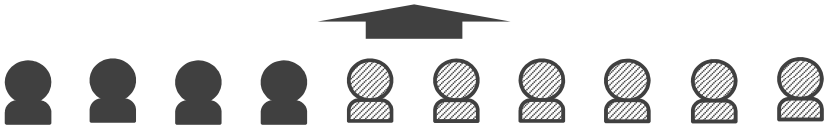

31

専門職大学等の制度のポイント①　教育課程の編成方針

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教育課程の編成方針

◎ **産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し**。

◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開 及び「職業倫理の涵養」に配慮。

◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため**「教育課程連携協議会」の設置を義務付け**。

（教育課程連携協議会の構成）

① 学長が指名する**教員その他の職員**

② 当該専門職大学の**課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体(※)**のうち、広範囲の地域で活動するもの**の関係者**であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
（※）＝職能団体、事業者団体等

③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の**地域の関係者**

④ **臨地実務実習その他の授業科目**の開設又は授業の実施**において**当該専門職大学と**協力する事業者**

⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

32

専門職大学等の制度のポイント②　実践的な教育課程

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

実践的な教育課程

◎　開設すべき授業科目として、４つの授業科目を規定　（※）専門職学科では「一般・基礎科目」。

科目区分	内容	単位数（4年制）	単位数（2年制）
基礎科目（※）	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
職業専門科目	**専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力**及び**当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成**するための授業科目	60単位以上	30単位以上
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に**関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成する**ための授業科目	20単位以上	10単位以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位以上	2単位以上

◎　**実習等による授業科目の40単位以上**(2年制で20単位以上)の修得**が卒業要件**。かつ、**企業等での「臨地実務実習」をこのうち20単位以上**(2年制で10単位以上)含む。

※　やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能(4年制の場合5単位まで)

※　講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって、一単位とする。

◎　同時に授業を行う学生数については、原則として**40人以下**。

33

専門職大学等の制度のポイント③　教員　社会人が学びやすい仕組み

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教員

◎　**必要専任教員数のおおむね４割以上は実務家教員**（専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）とする。

◎　**必要専任実務家教員数の２分の１以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。

※　大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

社会人が学びやすい仕組み

◎　**専門職大学(4年)の課程は、前期**(2年又は3年)**及び後期**(2年又は1年)**に区分できる**。

・　専門職短期大学の修業年限は2年又は3年

◎　入学前に専門性が求められる職業に係る**実務の経験を通じ**、当該職業を担うための**実践的な能力を修得している場合**に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし**単位認定できる**仕組みを規定。〔４年制で30単位まで／２年制で15単位まで〕

◎　実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該**実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる(専門職大学・短大のみ)。

◎　実務の経験を有する者その他の**入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化**。

34

専門職大学等の制度のポイント④　学位　認証評価

所定の課程を修めた者に学位を授与。
専門職大学及び専門職短期大学には分野別の認証評価も義務付け。

学位

◎　学位の授与　　課程修了者には、**学位を授与する**。

・専門職大学卒業……○○**学士(専門職)**

・専門職短期大学卒業、専門職大学前期課程修了……○○**短期大学士(専門職)**

・専門職学科卒業……**学士（○○専門職）**、**短期大学士（○○専門職）**

※　○○には専攻分野名を付記　**※学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本。**

認証評価

【目的】・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
　　・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【種類】

①　大学の教育研究等の総合的な状況の評価（**機関別認証評価**）・・・7年以内ごと
　大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

②　専門職大学・専門職短期大学の評価（**分野別認証評価**）・・・5年以内ごと
　専門分野の特性に応じ、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

※　各認証評価機関(文部科学大臣の認証を受けた第三者機関)が定める評価基準に従って実施。**分野別認証評価については、認証評価機関が存在しない場合等の代替措置あり**。

※　認証評価のほか、大学の新設や新学部等の開設の場合、原則として、当該学部等が**「完成年度」を迎えるまで、文部科学大臣の設置計画履行状況等調査（通称：アフターケア(AC)）の対象となる**。

35

専門職大学等の審査結果について(H30.10.5)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

平成31年度開設予定の専門職大学等の設置審査結果について、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長からコメントが出された。

審査に当たっては、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置くといった特性も踏まえ、大学関係者のみならず、当該専攻分野に係る職能団体や産業界の有識者にも参画いただくとともに、専門職大学等の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を新たに設けた。

当該審査体制の下、各申請案件について、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、優れた専門技能等を持って新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が行える設置計画となっているかどうかを審査した。具体的には、専門職大学等で養成する人材像が専攻する職業分野における社会の変化や今後求められる能力を踏まえて設定されているか、それを実現する体系的な教育課程の編成、優れた実務家教員の積極的任用と長期の企業内実習（臨地実務実習）を含めた実習の強化、産業界と連携した教育課程の開発等が適切に行われているかなど、専門職大学等の制度の特色を踏まえた審査を行った。

36

専門職大学等の審査結果について(H30.10.5)（続き）

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

今回諮問された多くの申請案件で、専門職大学の特色である実習の内容、評価基準、実施体制が十分検討されていない、優れた実務上の業績がない者が実務家の教授等として申請されている、実践的かつ創造的な専門職業人材の専門性の支えとなるべき理論の教育が不足しているなど大学教育としての内容・体系性が不十分、教育課程連携協議会の構成員が不適切、理論と実践を架橋する教育を行う機関として専門職大学等に求められる「実践の理論」を重視した研究を行う施設・設備が整備されていないなどの課題が見られ、教育課程や教員組織、施設・設備等の面で、専門職大学制度の特色を活用してその社会的使命を十分に果たす適切な設置計画としては認められないものが多くみられた。

さらには、実習の必要単位数や実務家教員について設置基準に定める要件を明らかに欠いている、申請に必要な書類が十分作成されていない、審査意見に対して適切に対応がなされないなどの状況も多くみられ、審査に支障を来すことも少なくなかった。

これらを踏まえると、多くの申請案件において、制度創設初年度であるものの、総じて準備不足で法人として大学設置に取り組む体制が不十分と感じられたところである。

37

臨地実務実習①

【臨地実務実習とは】
企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの

○ 専門職大学等のカリキュラムの肝となる部分の一つ。

20単位以上 ≒ 600時間 ≒ 15週(8時間×週5日換算)

（4年制大学の場合）

○ **正規の授業科目として、企業等で実習する。**

＝ 専門職大学等が主体的に計画（企業等任せにしない）

＝ 多数の実習先において、授業科目として同等の品質を確保

◎ **「専門職大学等の臨地実務実習の手引き」**を平成31年１月に公表。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1412538.htm

トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院、専門教育 ＞ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科 ＞ 専門職大学等の臨地実務実習の手引き

38

臨地実務実習②　臨地実務実習の開設に関し必要な事項

・ **文部科学省告示で「必要な事項」として示しているのは以下の事項。**

「専門職大学に関し必要な事項を定める件（告示）」第5条第1項

1　実施計画の作成・実施

臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

«実施計画への記載事項»
- 実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- 受け入れる学生の数
- 実習指導者の配置
- 成績評価の基準及び方法
- 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任
- その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

2　実習指導者の配置

○　実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の「実習指導者」(※)を置くこと。

(※)実習指導者……事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者

○　実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

3　担当教員による実施状況把握の体制整備

○　巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

39

臨地実務実習③　授業科目の開設・実施の流れ～学科等開設まで

大学の授業科目として何を学修するかを専門職大学等が主体的に検討する

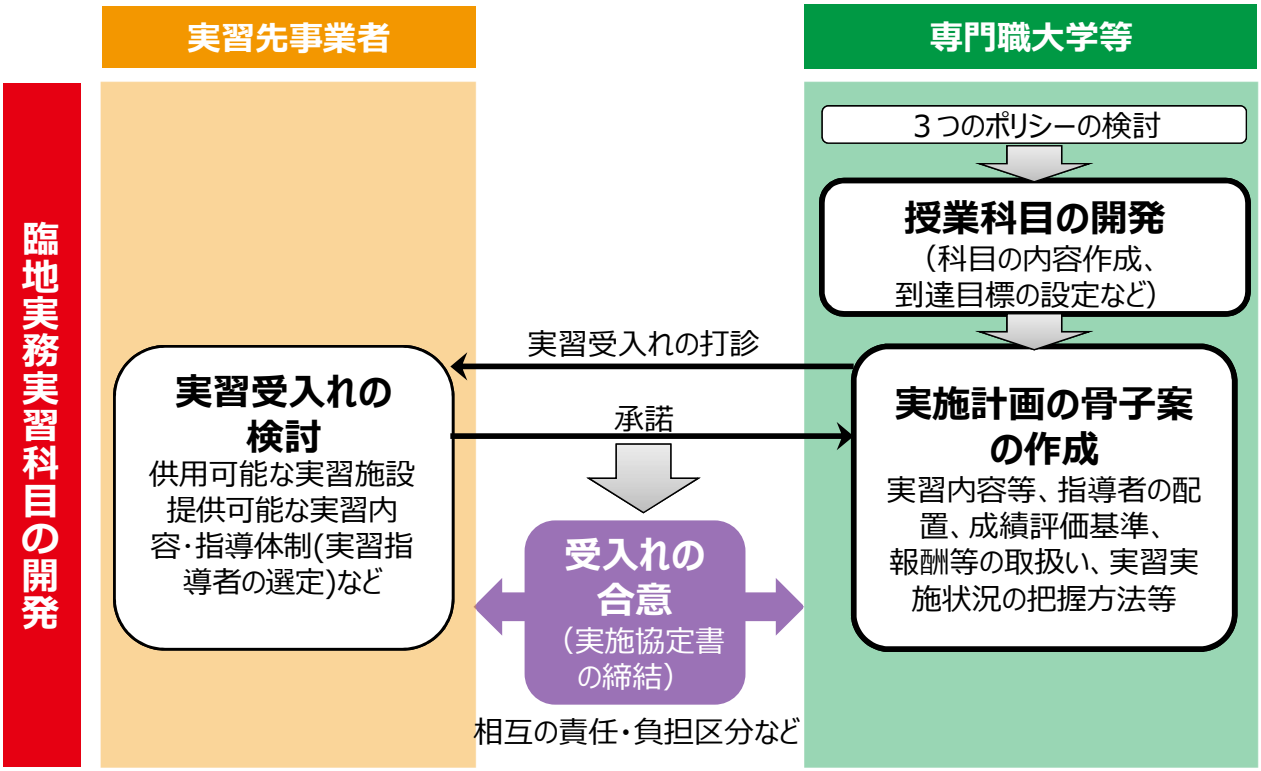

※実習先事業所(実習指導者の選定を含む)、実施計画の大枠は設置申請時に決まっている必要。

40

臨地実務実習④　授業科目の開設・実施の流れ～実習開始前まで

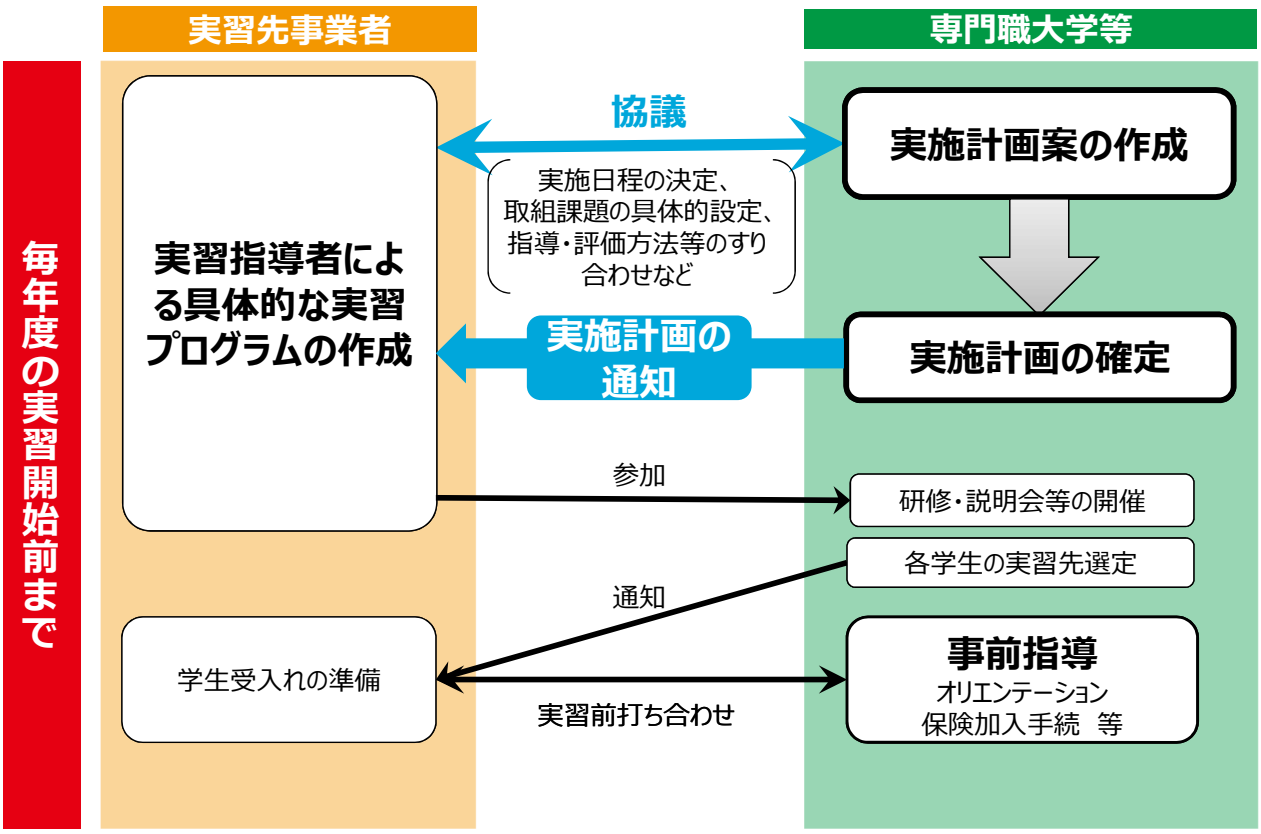

41

臨地実務実習⑤　授業科目の開設・実施の流れ～実習の実施・事後評価

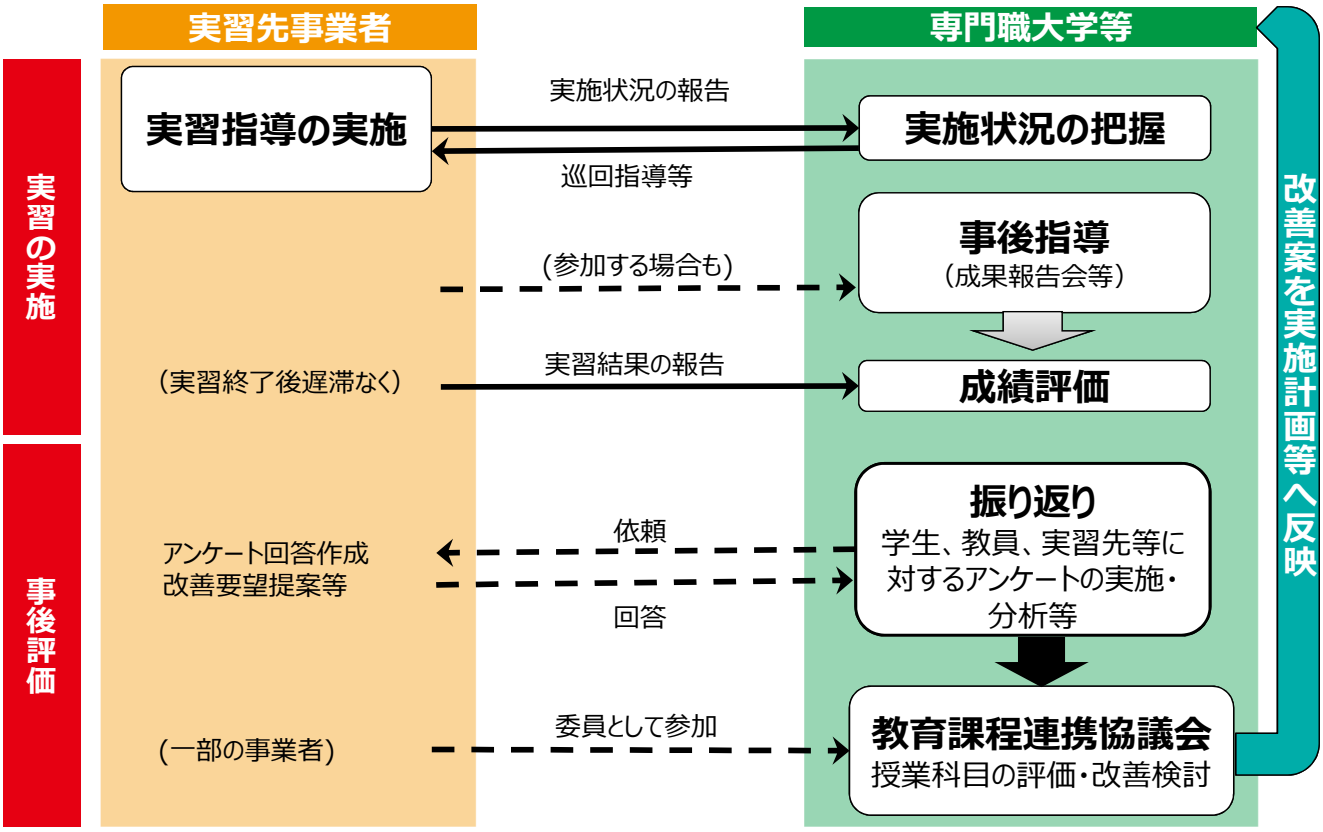

42

臨地実務実習⑥

1　20単位を体系的に組み立てる

いつ、どこで、何を体験させ、身につけさせるか。

例えば…

- 各年次に臨地実務実習の科目を配当し、学修の進展に応じて段階的に高度な実習を実施して、学修内容の定着・発展を図る。
- 専攻する職業分野の複数の企業・職場に一定期間ずつ通い、当該職業分野の横断的な経験を積ませて、幅をもった専門性を養う。
- 複数年次にわたり１つの実習先企業に長期間継続的に通い、より高度な実習課題に取り組ませて、深い専門性を養う。
- 週の前半に講義や学内実習等を行い、週の後半に臨地実務実習を行うなど、座学と実践とを往還しながら、現場のニーズに即した能力を養う。
- 座学での学修が一定程度進展した段階で、国家資格試験等の受験資格を得るのに必要な臨地実習を集中的に行う。

➡ **専門学校等での実践的職業教育の実績を基礎に、より充実した(質の高い)臨地実務実習となるように検討する。**

43

臨地実務実習⑦

2　授業科目ごとに、設計する

- 実習の目的(到達目標)
- 実習の具体的内容
- 実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能
- その修得状況の評価方法・評価基準
- 事前・事後の指導計画
- 実習先にかかわらず一定水準の実習を確保するための方策
- 実習施設における実習指導者の配置(求める経験年数や資格などを含む)　など

➡ **専門職大学等の授業科目としての質が確保されているか**
(実習先となる企業等によって内容や評価の物差しがバラバラにならないように)

3　適切な実習先を、さまざまな伝手を通じて開拓する

※　設置申請段階で、必要数以上の実習先を確保する必要。

– ３・４年次の科目など何年も先の授業科目の実習先を、今から確保しないといけないの？との御質問もありますが、申請時点で実習先が確保できない申請者が、数年後ならば確保できると判断することは困難。

44

教員審査

◎　設置審査では、専任教員予定者について、
①　**職位の適格性**（教授等の職位にふさわしいレベルの業績があるか）
②　**科目適合性**（その科目を教えられる業績があるか）
が個別に審査される。

1　一般的な注意点

◎　**教員の業績は、設置申請時点のものを記載**
－開学までに取得「予定」の学位等を記載しても審査の対象とならない。
－近日刊行・公表「予定」の著書・論文を記載しても審査の対象とならない。

◎　**主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授**が担当する。
（専門職大学設置基準第32条第1項）
－　教員審査で下位の職位と判定された場合は、適切な職位の教員の追加補充を

◎　**４年制大学の場合、必要専任教員数の半数以上は原則として教授**とする。
短期大学の場合、必要専任教員数の３割以上は教授とする。（設置基準別表備考）

45

教員審査（実務の業績）

2　実務家教員の「実務の業績」

◎　**実務家教員については、経験年数だけでなく、担当する授業科目の専攻分野において高度の実務の能力を有する者であるかどうか、具体的な実務の業績を示すことが必要。**

・「実務の業績」や、それに対する産業界等の評価として認められ得るもの（＝教員個人調書に記載するもの)の例
－学会等での発表、執筆活動
－企業等でのプロジェクトの企画・立案・運営(※教員候補者個人としての貢献を明記)
－専門分野に係る資格
－実務に係る講演会・研修会等の講師
－現場の指導・監督的な役職
－専攻分野に係る団体の役員、国・地方自治体等の会議の委員等の経験
－コンペティション・表彰等の受賞歴
－表彰や資格の審査経験　など

※　**専門学校での教員歴そのものは、教育上の業績としても実務の業績としても取り扱われない**が、当該教員が、業界の実務者に対する指導等を行っている、実務者に広く用いられるテキスト等を執筆しているといった場合には、それらの業績が実務の業績として評価されうる。

46

教員審査（科目への適合性、年齢構成）

3　科目の適合性

◎　**専任教員として職位に応じた研究業績／実務業績があると認められたからといって、どの科目でも教えられるわけではない。**

担当する授業科目に関連する研究業績／実務業績がある必要。

※　理論系の科目を担当する教授等については、既存の大学等の教員(研究者教員)と同等に、当該科目を担当する教授等にふさわしい学術上の業績が求められる。

4　年齢構成

◎　**教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。**

(専門職大学設置基準第31条第3項)

47

施設・設備

研究室の広さや図書の冊数について定量的な基準はないが、教育・研究活動に支障がない水準に整備される必要。

1　研究や学生指導に必要なスペースの確保

◎　教員研究室は、教員が研究や学生指導を行うために必要なスペースが確保されているか。

情報管理が適切に行えるような機密性が確保される構造になっているか。

◎　学生との個別面談・指導のためのスペース、学生が休息・交流できるスペースは十分か。

◎　教育研究に必要な設備(備品)は十分か。

2　学部等の種類・規模等を踏まえた図書等の資料及び図書館の整備

◎　学部等の種類・規模等を踏まえ、どのような考え方で図書等を整備するのかを計画する(学術雑誌等は具体名を)

◎　図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法等、教育研究を促進できる機能等について、学部等の種類・規模、教育研究の目的等に照らして計画する。

48

４．その他

49

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

H30.6.1　公布

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

○ 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。

日本全国や世界中から学生が集まる
キラリと光る地方大学づくり

○ 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

○ 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※)内閣府交付金分70億円（文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数）【平成30年度予算】

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

H30.10.1　施行

○ **大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない（10年間の時限措置）。**

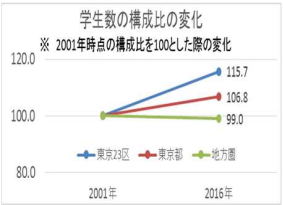

(※)学生が既に相当程度集中している地域等として**東京23区**を政令で規定。

○ 例外事項の具体例

- スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- 留学生や社会人の受入れ
- 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- 収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- **専門職大学等の設置（５年間の経過措置）**

※ 令和６(2024)年度開設までの専門職大学等が対象
→新設の場合、令和４(2022)年10月までに申請が必要

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

○ 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】
①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標	東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。 （参考：2016年の東京圏への転入超過数は約12万人）

50

社会人の学び直し支援（専門実践教育訓練の講座指定）

○　専門職大学等の課程は、**一定の要件を満たすもの**について、**厚生労働大臣から「専門実践教育訓練」の指定を受けることができる**。

○　指定を受けた講座について、一定の要件を満たす方が入学した場合、受講費用の一部が**雇用保険の給付（専門実践教育訓練給付金）の対象となる**。

●対象講座　：　専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

【指定基準】■ **就職・在職率80%**　■ **定員充足率60%**

(創設時には、祖型（※一定の条件を満たすもの）となる専門学校等の講座の実績を勘案)

■ 認証評価（機関別認証評価・分野別認証評価とも）適合相当　等

●申請時期　：　**年２回**、指定日の半年ほど前から１ヶ月程

（10月１日指定は４月頃～５月頃、4月１日指定は10月頃～11月頃の間）

●申請先　：　中央職業能力開発協会

※　講座指定を受けるための手続に関しては、中央職業能力開発協会まで、また、祖型となる実績等指定基準に関しては、厚生労働省（人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室）までお問い合わせください。

51

文部科学省ホームページでの情報公表

1　専門職大学等の制度について

文部科学省　専門職大学　**で検索**

関係法令・通知の条文・新旧対照表、通知文など

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm

トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院，専門教育 ＞ 専門職大学・専門職短期大学＞ 専門職大学等関係法令

2　大学等の設置認可・学校法人の寄附行為変更等の認可について

文部科学省　大学設置認可　**で検索**

・　認可申請手続、申請書類作成の手引、申請書類の様式、認可の基準など

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368921.htm

トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院、専門教育 ＞ 大学の設置認可・届出制度

3　大学等の設置認可申請書類、届出書類（先例）

文部科学省　大学設置室　**で検索**

・　設置認可申請書類など

http://www.dsecchi.mext.go.jp/index.html

52

文部科学省ホームページでの情報公表（通知、手引等）

文部科学省　専門職大学 で検索

トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院、専門教育 ＞ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科

- **個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（平成２８年５月３０日　中央教育審議会答申）**
  http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1371833.htm
- **専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（平成２９年９月２１日　文部科学事務次官通知）**
  http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1396636.htm
- **大学設置基準および短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（平成３０年１月２６日　文部科学省高等教育局長通知）**
  http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1401368.htm
- **大学の設置等に係る提出書類の作成の手引**
- **専門職大学の設置認可申請に係る提出書類の作成の手引**
  http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm
- **専門職大学等の設置構想のポイント（平成３１年１月）**
  http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/01/11/1410450.001.pdf
- **専門職大学等の臨地実務実習の手引き（平成３１年１月）**
  http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1412538.htm

53

個別相談

◎　申請前の事務相談は、申請等を行うための条件ではありません。

◎　ご質問・ご相談したい内容により、担当課室が異なります。

1　専門職大学設置基準などの解釈・・・・・・・・・・・専門教育課

教育課程連携協議会、展開科目、臨地実務実習、実務家教員など設置基準の内容について

担当部署：専門教育課専門職大学係

予約方法：電話にて随時受付 03-5253-4111（内線3128）

2　大学設置認可制度やその手続・・・・・・高等教育企画課大学設置室

・ 大学等の設置・学則変更に関すること

担当部署：高等教育企画課大学設置室

予約方法：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi.htm　で確認

3　学校法人の設立や寄附行為の認可・変更・・・・・私学部私学行政課

担当部署：私学部私学行政課法人係

予約方法：来省希望日のおおむね2週間前から電話にて随時受付

4　看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則・・・医学教育課

54

専門職大学・専門職短期大学 一覧（令和2年度開設予定含む）

※【 】は入学定員の数

専門職大学：９校

区分	所在地	大学名	学部・学科等名	設置者	開設年度
私立	東京都 愛知県 大阪府	国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部 ファッションクリエイション学科【80】 ファッションビジネス学科【38】（2年次編入学定員2） 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科【38】（2年次編入学定員2） 名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科【38】（2年次編入学定員2）	(学)日本教育財団	平成31
私立	高知県	高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部　リハビリテーション学科 理学療法学専攻【70】 作業療法学専攻【40】 言語聴覚学専攻【40】	(学)高知学園	
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部　生産環境経営学科【24】	静岡県	令和2
私立	東京都	情報経営イノベーション専門職大学	情報経営イノベーション学部　情報経営イノベーション学科【200】	(学)電子学園	
私立	東京都	東京国際工科専門職大学	工科学部　情報工学科【120】 デジタルエンタテインメント学科【80】	(学)日本教育財団	
私立	東京都	東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部　理学療法学科【80】 作業療法学科【80】	(学)敬心学園	
私立	新潟県	開志専門職大学	事業創造学部　事業創造学科【80】 情報学部　情報学科【80】	(学)新潟総合学院	
私立	滋賀県	びわこリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部　理学療法学科【80】 作業療法学科【40】	(学)藍野大学	
私立	岡山県	岡山医療専門職大学	健康科学部　理学療法学科【80】 作業療法学科【40】	(学)本山学園	

専門職短期大学：２校

区分	所在地	短期大学名	学科名	設置者	開設年度
私立	東京都	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	動物トータルケア学科【80】	(学)ヤマザキ学園	平成31
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	生産科学科【100】	静岡県	令和2

5．むすび

専門職大学等の審査結果について(H30.10.5)（続き）

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

今般設置を可とする答申がなされた大学においては、専門職大学等の制度の創設によって期待される、社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材を養成するため、設置が認可された際には、設置認可はあくまで出発点であるとの認識のもと、設置計画を確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことを強く期待したい。

また、今後新たに設置を検討する申請者においては、大学を設置する社会的責任の重みを十分に自覚いただき、専門職大学等の制度趣旨を十分踏まえ、専門職大学等として相応しい教育課程、教員組織、教育研究環境を備え、既存の専門学校や大学とは異なる優れた専門職業人材を養成する特色ある大学としての設置計画を練り上げていただき、十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省に対しても、各申請者が専門職大学の制度趣旨を十分理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、専門職大学制度の周知・徹底をお願いしたい。

57

- **「養成する人材像」を考え抜く（仮説を立て、エビデンスを集める）。**
- **そこに到達するために必要な教育課程を組み立てる（三つのポリシー）。**
- **設置認可されることが最終目標ではありません。目指すべきは、学生の能力を伸ばし、卒業生が社会で活躍することです。**
- **実践的かつ創造的な人材を養成する大学が各地で開設されるよう支援してまいります。**

58